

国の施策及び予算に関する提言

中核市市長会

令和7年5月

令和8年度 国の施策及び予算に関する提言について

中核市は、「できる限り住民の身近なところで行政を行う」という地方自治の理念のもと、地域の拠点都市として近隣の市町村と連携し、経済成長のけん引や都市機能の集積・強化等を図ることにより、「活力のある地域・暮らしやすい社会」の実現を目指し、人口減少・少子高齢化をはじめとした地域の諸問題の解決に積極的に取り組んでいる。

我が国の経済においては、インバウンド消費の拡大などによる景気回復の要素はあるものの、長引く物価高による燃料費や食糧費、原材料費などの高騰は、市民生活や事業者活動に深刻な影響を与えており、その対策は喫緊の課題となっている。

また、令和7年1月に発生した大規模な道路陥没事故により、市民生活の重要な基盤であるインフラ環境を安全に維持することの重要性を再認識するものとなった。

今後、高度経済成長期に集中的に整備が進められたインフラ設備や公共施設の老朽化に伴う更新など費用負担の増加が全国的に見込まれている。

中核市においては、国とともにこうした状況に対処するとともに、人口減少・少子高齢化等の諸課題に対応し、持続可能な社会を構築するため、子育て環境や教育環境の充実、DX（デジタルトランスフォーメーション）、脱炭素社会の実現に向けた取組などを着実に進めていく必要があるが、これらの行政需要に対し、税財源は十分とはいえず、財政運営は極めて厳しい状況にある。

よって、中核市がその機能や役割を十分に果たしていくためには、実態に見合った機能と税財源のより一層の充実・強化を図る必要があることから、令和8年度国の施策及び予算についての提言をまとめた。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講じよう求める。

令和7年5月23日

中核市市長会

中核市市長会

| | | | |
|-----|-------|----|----|
| 会長 | 豊中市長 | 長内 | 繁樹 |
| 副会長 | 松山市長 | 野志 | 克仁 |
| 副会長 | 水戸市長 | 高橋 | 靖 |
| 副会長 | 姫路市長 | 清元 | 秀泰 |
| 副会長 | 松江市長 | 上定 | 昭仁 |
| 副会長 | 鹿児島市長 | 下鶴 | 隆央 |
| 監事 | 旭川市長 | 今津 | 寛介 |
| 監事 | 一宮市長 | 中野 | 正康 |
| 顧問 | 奈良市長 | 仲川 | げん |
| 顧問 | 倉敷市長 | 伊東 | 香織 |
| 顧問 | 豊田市長 | 太田 | 稔彦 |
| 顧問 | 高槻市長 | 濱田 | 剛史 |
| 顧問 | 福島市長 | 木幡 | 浩 |

| | | | | | |
|-------|-----|----|-------|----|-----|
| 函館市長 | 大泉 | 潤 | 豊橋市長 | 長坂 | 尚登 |
| 青森市長 | 西 | 秀記 | 岡崎市長 | 内田 | 康宏 |
| 八戸市長 | 熊谷 | 雄一 | 大津市長 | 佐藤 | 健司 |
| 盛岡市長 | 内舘 | 茂 | 吹田市長 | 後藤 | 圭二 |
| 秋田市長 | 沼谷 | 純 | 枚方市長 | 伏見 | 隆 |
| 山形市長 | 佐藤 | 孝弘 | 八尾市長 | 大松 | 桂右 |
| 郡山市長 | 椎根 | 健雄 | 寝屋川市長 | 広瀬 | 慶輔 |
| いわき市長 | 内田 | 広之 | 東大阪市長 | 野田 | 義和 |
| 宇都宮市長 | 佐藤 | 栄一 | 尼崎市長 | 松本 | 眞 |
| 前橋市長 | 小川 | 晶 | 明石市長 | 丸谷 | 聰子 |
| 高崎市長 | 富岡 | 賢治 | 西宮市長 | 石井 | 登志郎 |
| 川越市長 | 森田 | 初恵 | 和歌山市長 | 尾花 | 正啓 |
| 川口市長 | 奥ノ木 | 信夫 | 鳥取市長 | 深澤 | 義彦 |
| 越谷市長 | 福田 | 晃 | 吳市長 | 新原 | 芳明 |
| 船橋市長 | 松戸 | 徹 | 福山市長 | 枝廣 | 直幹 |
| 柏市長 | 太田 | 和美 | 下関市長 | 前田 | 晋太郎 |
| 八王子市長 | 初宿 | 和夫 | 高松市長 | 大西 | 秀人 |
| 横須賀市長 | 上地 | 克明 | 高知市長 | 桑名 | 吾龍 |
| 富山市長 | 藤井 | 裕久 | 久留米市長 | 原口 | 新五 |
| 金沢市長 | 村山 | 卓 | 長崎市長 | 鈴木 | 史朗 |
| 福井市長 | 西行 | 茂 | 佐世保市長 | 宮島 | 大典 |
| 甲府市長 | 樋口 | 雄一 | 大分市長 | 足立 | 信也 |
| 長野市長 | 荻原 | 健司 | 宮崎市長 | 清山 | 知憲 |
| 松本市長 | 臥雲 | 義尚 | 那霸市長 | 知念 | 覚 |
| 岐阜市長 | 柴橋 | 正直 | | | |

提 言 目 次

【個別行政分野提言 36項目】

1~71ページ

○行財政関連分野 8項目

2~14ページ

1. 地方交付税の総額の確保等について
2. 公共施設等の老朽化対策における地方債等の充実・改善について
3. 地方創生に向けた新たな財政需要に対する適切な財政措置について
4. 電気料金等の高騰に伴う財政需要に対する適切な財政措置について
5. 指定金融機関が担う公金取扱い業務の安定的な継続に係る口座振込手数料等の適正な経費負担に資するための財源措置について
6. 税財源配分のはざまについて
7. 国の給付事業体制整備について
8. スポーツ施設の整備等に係る財政支援について

○こども・子育て関連分野 8項目

15~31ページ

9. 現物給付による子どもの医療費を無償化する制度の創設について
10. 保育人材の確保及び待遇改善について
11. 幼児教育・保育の無償化について
12. 新制度の創設における自治体への配慮について
13. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について
14. こども・子育て施策に係る財源措置について
15. 幼児教育・保育における支援が必要な児童の受入に対する財政的支援の充実について
16. 就学前教育・保育施設の整備について

○教育関連分野 6項目

32~43ページ

17. いじめ・不登校支援等の強化に向けた総合推進事業の拡充と新たな仕組の構築について
18. 中学校部活動の地域移行における新たな活動に係る負担軽減について
19. 公立小中学校等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について
20. 学校給食費の無償化について
21. 小中学校のICT機器の整備と活用に係る財政支援について
22. 教職員定数等の充実改善と教室数の確保等に係る増改築・改修に対する財政支援について

○福祉関連分野 2項目

44~45ページ

23. 介護職員の処遇改善と人材確保について
24. 地域生活支援事業に係る地方の超過負担について

○保険・医療関連分野 1項目

46~48ページ

25. 国民健康保険制度の財政支援と保険者努力支援制度の見直しについて

○環境・保健衛生関連分野 2項目

50~53ページ

26. ゼロカーボン社会実現に向けた取組について
27. 予防接種の実施に係る財源措置について

○都市整備関連分野 5項目

54~63ページ

28. 下水道施設の改築等への国費支援の継続及び補助率の嵩上げについて
29. 水道施設整備に関する財源措置について
30. 地域公共交通の確保維持に係る支援等について
31. 公共交通における運転士の人材確保への取組について
32. 道路ストックの老朽化対策における確実な財政措置について

○防災・消防関連分野 3項目

64~69ページ

33. 緊急防災・減災事業債の拡充・継続について
34. 頻発する大規模水害に備えた治水対策の推進と財政支援の拡充について
35. 新しい地方経済生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)の制度改正について

○情報化施策関連分野 1項目

70~71ページ

36. 自治体情報システムの標準化について

【東日本大震災関係 1項目】

73~76ページ

1. 被災自治体に対する財政支援等について

【原子力発電所事故関係 4項目】

77~88ページ

1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による長期避難者について
2. 原子力発電所の確実な安全対策について
3. 除染対策について
4. 原子力発電所事故に伴う風評対策について

個別行政分野提言

1. 地方交付税の総額の確保等について

地方交付税については、中核市が直面している財政需要の増加を地方財政計画に的確に反映させた上で、必要な総額を確保するとともに、財源調整と財源保障の両機能を強化すること。人事院勧告等を踏まえた年度途中の地方公務員の給与改定に伴う影響額について、当該年度において、普通交付税の再算定により適切に反映されること。人事院勧告等を踏まえた地域手当の見直しについて、人材確保の観点から市独自に地域手当を維持する場合、財源措置を講じること。また、「年収 103 万円の壁」の見直しに伴い想定される減収について、地方におけるサービス水準の低下につながらないよう、財源措置を講じること。さらに、児童相談所設置中核市こども子育て費においては、開設初年度から必要な財源を確保すること。

地方財源不足への対応は、臨時財政対策債による負担の先送りによるものではなく、法定率の更なる見直し等により、臨時財政対策債制度の廃止と併せて財源不足の解消を図ること。さらに、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、確実に財源措置を講じること。また、地方単独事業を含む財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

併せて、地方の財源不足額の解消が図られるまでの間は、臨時財政対策債の算出方法である財源不足額基礎方式について、財政力の高い地方公共団体ほど臨時財政対策債の発行割合が多くなり、地方交付税が減額されてしまうことから、その算定方法を見直すこと。

◆詳細説明

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源として、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視すること。

地方交付税の総額については、国の財政健全化を目的とした削減や国の政策目的を達成するための手段として用いるような削減は決して行うべきではなく、地方財政計画において、中核市等の都市自治体の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すること。年度途中の地方公務員の給与改定に伴う影響額は、次年度の普通交付税において算定されているところではあるが、地方自治体の財政状況の安定化を図るため、当該年度の普通交付税の再算定により適切に算定されること。人事院勧告等を踏まえた地域手当の見直しについて、地方の人材確保に支障が生じないよう財源措置を講じること。令和 7 年度税制改正大綱において、103 万円の控除額を 123 万円に引き上げることが明記さ

行財政関連分野（個別行政分野提言）

れることをふまえ、想定される個人住民税の減収及び地方交付税の財源となる所得税の減収について、地方におけるサービス水準の低下につながらないよう財源措置を講じること。児童相談所設置中核市では、こども子育て費において虐待相談対応件数が普通態容補正の基礎数値となっているが、省令上2年前の対応件数を報告することとなっており、開設から2年間は上記補正係数が反映されないため、必要な財源を確保すること。

地方財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による地方への負担転嫁や先送りではなく、地方交付税法定率の更なる引上げによって対応すること。また、地方財政計画の地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費等を堅持し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

臨時財政対策債の算定方法としての財源不足額基礎方式は、財政力の高い地方公共団体ほど発行割合が高くなることに加え、平成27年度から中核市については、一般市と異なる算定方法となることにより、更に発行割合が高くなっている。こうした財政力や地方公共団体の区分により算定方法を差別化することと、各地方公共団体が臨時財政対策債に財源を求める趣旨とは何ら関連性がないため、このような算定方法を見直すこと。

■普通交付税等の状況(再算定前) (単位:億円)

| | | 令和6年度 | |
|----------------------------|------|---------|--------|
| | | 金額 | 割合 |
| 普通交付税 | 全国総額 | 175,470 | 97.5% |
| | 市町村分 | 83,145 | 97.5% |
| | 中核市 | 9,935 | 95.1% |
| 臨時財政対策債発行可能額 | 全国総額 | 4,544 | 2.5% |
| | 市町村分 | 2,145 | 2.5% |
| | 中核市 | 510 | 4.9% |
| 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額 | 全国総額 | 180,014 | 100.0% |
| | 市町村分 | 85,290 | 100.0% |
| | 中核市 | 10,445 | 100.0% |

2. 公共施設等の老朽化対策における地方債等の充実・改善について

公共施設等適正管理推進事業債の措置内容について、事業債の対象に公用施設も加える等更なる拡充を図ること。また、市町村役場機能緊急保全事業の適用に係る財政措置を講じるとともに、令和8年度までの事業期間を延長する等、地方財政措置による十分な支援を図ること。

◆詳細説明

近年、公共施設の老朽化が進行しており、厳しい地方財政の中、既存施設の複合化や長寿命化が喫緊の課題となっている。

令和4年度地方財政計画において、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するための「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業期間が令和8年度まで延長されるとともに、令和5年度地方財政計画において、「脱炭素化推進事業債」が新設されたが、既存施設の長寿命化改修等については、長期的な視点で計画的に取り組む必要があることから、着実に公共施設マネジメントを推進するため、事業期間の更なる延長を行うとともに、制度の恒久化もしくは長期化を検討すること。

また、市町村役場機能緊急保全事業は、令和3年度から引き続き対象外とされている。市町村役場機能の検討には時間を要するため、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の本庁舎については、地方債資金確保の面からも長期的な対象とすること。

さらに公共施設マネジメントの取組については、公共用建物だけでなく公用施設も含めて推進していく必要があることから、対象に公用施設も加える等、様々な支援を行うこと。

3. 地方創生に向けた新たな財政需要に対する適切な財政措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な打撃を受けた地域経済の回復やデジタル化の推進による地域の活性化、国民生活への直接の影響を及ぼす物価高騰対策等には多額の経費が見込まれるとともに、相当な期間の継続した支援が必要となること等を踏まえ、地方創生への新たな財政需要に対し、地方の財政運営に支障が生じないよう適切な地方財政措置や交付金制度による支援を図ること。

なお、交付金の算定においては、財政力指数にかかわらず、必要経費を適切に見極めた配分を行うこと。

◆詳細説明

新型コロナウイルス感染症へ対応するため、地方公共団体は、これまで、各団体の一般財源や国・県からの補助金等を活用し、各種感染症対策や地域経済の支援策等、迅速かつ適切な対応に努めてきたところである。しかし、コロナ禍からの経済回復において地域差が見られる一方で、社会保障関連経費の更なる増加や、激甚化・頻発化する自然災害への対応、公共施設等の老朽化等の諸課題に対応していく必要がある。

さらに、コロナ禍を契機に喫緊の課題となった行政デジタル化の推進を図るとともに、昨今の物価高騰の影響も含め、深刻な打撃を受けている地域経済や市民生活への継続的な支援が求められる等、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている状況である。

このため、地方の財政運営に支障が生じないよう、地方創生に向けた新たな財政需要についても、的確に地方財政計画に反映すること。また、地域の実情に応じた効果的な取組が実施できるよう、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の拡充等、弾力性が高い交付金制度による地方財政への支援を図ること。また、デジタル社会の実現にあたっては、官民ともにデジタル基盤の整備が必須であることから、地方公共団体が講じる業務効率化を目的としたICTツール導入によるデジタル化等に係る取組も支援対象とすること。

加えて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の算定においては、財政力指数に応じて大きく交付額が変動する仕組みであることから、必要経費を適切に見極めた配分となるよう、算定方法の見直しを行うこと。

4. 電気料金等の高騰に伴う財政需要に対する適切な財政措置について

庁舎や公共施設等における電気料金等の高騰に加え、人件費や労務費の上昇及びそれに伴う価格高騰があらゆる分野で継続しており、地方公共団体の財政需要の増加について、地方財政計画総額の拡大を含め、適切に反映し、必要な財政措置を確実に講じること。

また、昨今の資材高騰や急激な労務単価の上昇を踏まえ、工事費に係る補助制度の拡充を図るとともに、事業費増額が地方財政への負担とならないよう、十分な財政措置を図ること。

◆詳細説明

不安定な国際情勢や円安の急速な進行等を背景に、エネルギーや食料等の価格が高騰し、国民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼす中、地方公共団体においても、庁舎をはじめとする公共施設等に係る電力料金等の増嵩により内部管理経費が増大し、財政運営を大きく圧迫している。

令和7年度地方財政計画において、自治体施設の光熱費高騰への対応及び自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)が計上されたところではあるが、電気料金等やサービス・委託管理等の委託料の高騰は全国的な課題として長期化が見込まれることから、その財政需要の増加についても地方財政計画へ適切に反映し、引き続き必要な財政措置を確実に講じること。

また、工事請負契約におけるインフレスライド条項により、事業費の増額変更が必要となっており、財政運営に影響を与えていた。物価高騰の状況を踏まえた社会资本整備総合交付金などの基準単価や算定割合の見直しなど補助制度の拡充により、総事業費に占める交付金の割合の増加を図るとともに、この間のインフレスライドによる事業費の増額が地方のみの負担とならないよう、過年度分の遡及対応も含めた十分な財政措置を行うこと。

行財政関連分野（個別行政分野提言）



| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R02 | R03 | R04 | R05 | R06 | R07 | Reiwa 2年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 全 職 種 | +15.1% | +7.1% | +4.2% | +4.9% | +3.4% | +2.8% | +3.3% | +2.5% | +1.2% | +2.5% | +5.2% | +5.9% | +6.0% | +85.8% |
| 主要12職種 | +15.3% | +6.9% | +3.1% | +6.7% | +2.6% | +2.8% | +3.7% | +2.3% | +1.0% | +3.0% | +5.0% | +6.2% | +5.6% | +85.6% |

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について(令和7年2月14日国土交通省)

5. 指定金融機関が担う公金取扱い業務の安定的な継続に係る口座振込手数料等の適正な経費負担に資するための財源措置について

指定金融機関が担う公金取扱い業務は地方公共団体において重要かつ不可欠なものであるが、指定金融機関から業務継続のための大幅な経費負担の引き上げの要望が出され、応じられない場合には指定の辞退の申出も行われる等、指定金融機関制度の維持が喫緊の課題となっている。

このため、公金収納等事務の効率化・合理化とともに経費負担の適正化が必要であるが、令和 6 年 10 月から「内国為替制度運営費」が公金の振込にも適用されることに加え、窓口収納手数料等についても負担を求められている等、さらに多大な手数料負担が見込まれることから、公金支出の公益的性質に鑑み、各指定金融機関が設定する手数料の差異によって地方公共団体間で異なる手数料とならないよう、国において金融機関の団体等と協議し単価の上限を定めるとともに、その所要経費について財源措置を講じること。

◆詳細説明

各地方公共団体(以下「団体」という。)においては、令和 4 年 3 月 29 日付総務省自治行政局行政課長及び総務省自治税務局企画課長連名発出の「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」の主旨も踏まえ、適切な経費負担への見直しに取り組むとともに、特に公金の収納においては、コンビニバーコードによる収納や地方税統一 QR コードによる収納への積極的な対応を推進し、指定金融機関の負担軽減にも取り組んでいるところである。

一方で、公金の支出に係る口座振込手数料については、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、令和 6 年 10 月から給与支給等を除く公金の振込についても適用され、指定金融機関における被仕向け銀行への公金振込には 1 件 62 円(税別)の手数料負担が生じることとなった。

すでに一部の団体においては口座振込手数料も含めた経費負担を行っているが、その他の多くの団体においては、これを契機として指定金融機関から口座振込に係る経費負担を求める強い要望が出されているところであり、各団体としても引き続き指定金融機関による公金取扱いを継続していくためには、これに応じざるを得ない状況である。

しかし、口座振込手数料に係る指定金融機関の行内規定単価は 1 件 100 円(税別)～600 円(税別)の範囲で設定されており、中核市においては年間数十万件(人口規模の 1.4 倍前後と推察)の振込件数があるため、その手数料負担は数千万円にのぼり、場合によっては 1 億円を超える金額になる。

行財政関連分野（個別行政分野提言）

また、各指定金融機関が規定する単価は個々にみれば各々適正な価格であっても、その単価が各団体によって大幅に異なることは、公金支出の公益的性質に鑑みれば適正なものとは言い難く、他団体に比べ大幅な負担増となる団体においては、当該団体の住民等に対する説明責任を果たすことも困難なものとなる。

令和6年1月22日付で総務省自治財政局財政課から発出された「令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について(通知)」の中で、指定金融機関等の手数料負担が62円(税別)に変更されることに伴い、地方公共団体が負担する経費について、新たに地方交付税措置を講ずることが示されたところであるが、経費負担の適正化を推進し指定金融機関制度を維持するとともに、口座振込に係る手数料の適正な負担が各団体の財政運営に影響を与えないよう、国が全国銀行協会等の銀行団体と協議して単価の上限を定めるとともに、その所要額について必要な財源措置を講じること。

①指定金融機関の振込に要する経費

□現在

自行内の送金
処理費用のみ

□令和6年10月から

自行内の
送金処理
費用 + 他行(被仕向銀行)
の入金処理費用等
1件 68.2円(税込)※

※「内国為替制度運営費」として(一社)全国
銀行資金決済ネットワークに支払い

②地方公共団体の負担にかかる課題

○経費負担の大幅な増加

○指定金融機関により負担額に差異

想定されるイメージ(例:振込件数50万件)

| 自治体 | 指定金融 機関 | 税込単価※ | 年間負担額 |
|-----|------------|-------|-----------|
| A市 | D行 | 70円 | 3,500万円 |
| B市 | E行 | 110円 | 5,500万円 |
| C市 | F行 | 660円 | 3億3,000万円 |

※D行: 62円×1.1=70円、E・F行: 行内規定料金

6. 税財源配分の是正について

中核市特有の財政需要に対応した税財源の拡充・強化を図るとともに、国と地方、都道府県と基礎自治体の役割分担を抜本的に見直し、国又は都道府県からの包括的な権限移譲と併せて税源移譲等を明確化する等、中核市が担う事務と責任に見合う税財源の配分を行うこと。

特に、事務配分の特例として中核市に移譲される事務に必要な財源については、これまでの移譲分も含め、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させることの観点から見直し、都道府県税からの税源移譲を行う等、税制上の措置を講じること。

◆詳細説明

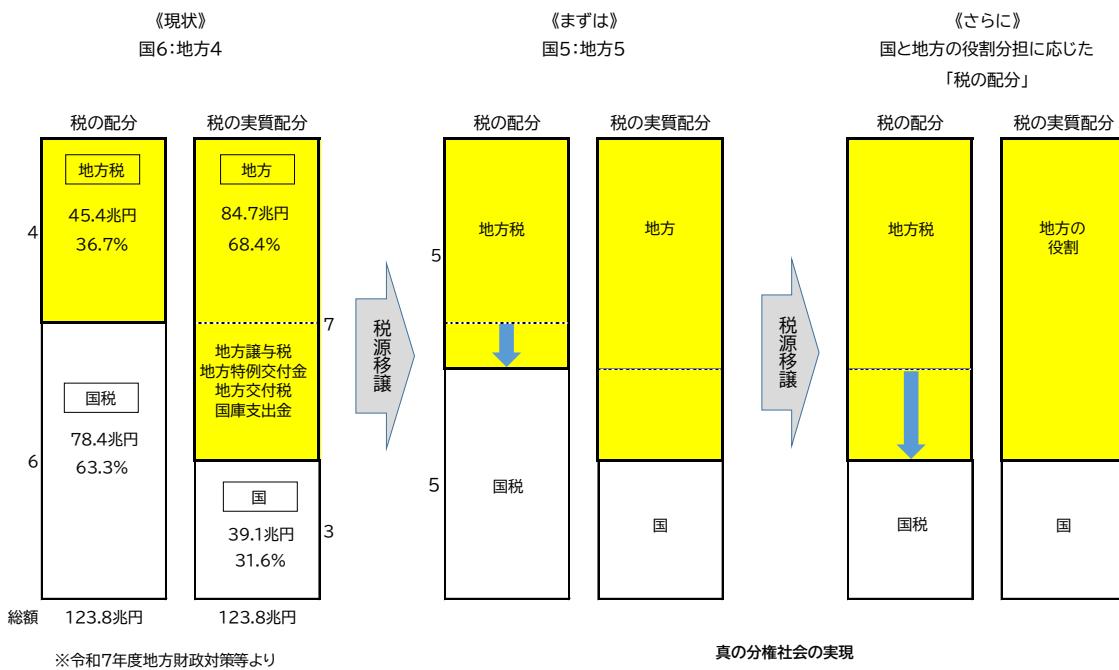
中核市においては、高次都市機能の集積のための基礎整備、防災対策の強化をはじめとする特有の財政需要が増加していることから、中核市への税源配分を拡充・強化すること。

現状における国・地方間の税の配分「6:4」と、地方交付税、国庫支出金等を含めた税の実質配分に依然として大きな乖離がある点を踏まえ、まずは国・地方間の税の配分「5:5」の実現を図ること。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、地方税の配分を高めること。

また、国と地方の関係に留まらず、都道府県と基礎自治体の関係においても役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、税源移譲を行うこと。

中核市には、事務配分の特例により都道府県の事務・権限が移譲されているが、移譲された事務に必要な財源については、税制上は事務・権限にかかわりなく画一的で不十分なものとなっている。中核市市民は、中核市から当該事務に関する行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は都道府県税として納税している等、市民サービスの提供者と税の徴収権者が一致していないねじれ関係が発生していることから、都道府県税からの税源移譲による税源配分の見直しを行うこと。

行財政関連分野（個別行政分野提言）



7. 国の給付事業体制整備について

今後、全国一律の給付金事業を実施する場合においては、迅速かつ公平な給付と、国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、国が給付要件や給付金額等の給付事務について一元的で簡素な仕組みを構築した上で、自らの責任において実施すること。

◆詳細説明

市区町村では、多くの地域課題に向き合う中、給付金業務に人員を割かざるを得ない状況が長期に渡って続いている。極めて大きな業務負担が生じている。給付金事業実施の度に、システム改修や申請・給付手続、コールセンターの設置等の事務を全国の市区町村が個別に実施するのは、国全体として著しく非効率な状況である。

システム改修の観点では、国の示す給付時期に合わせて対応することが要求されるが、地方公共団体の基幹業務システムの統一化・標準化や通常業務と並行して対応することとなるため、一層の事務・財政負担はもとより、技術者不足という事態が生じている。加えて、市区町村ごとに給付金事業に対応することで、基準日・支給要件などの違いや本人申請による対象外者（他の地方公共団体の親族に扶養されている者（大学生など）を確認できない。）への給付が生じ、給付時期や内容に公平性を欠く面があるだけでなく、市区町村間での転出入者の調整等の煩雑な業務負担も生じている。

令和6年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は「行政手續等に残存している無駄や不便を解消する必要性が増しており、デジタル技術を適用した、さらなる最適化・効率化が求められる」ことを重点課題としているが、給付金事業においては、全くかけ離れた状況であると言わざるを得ない。

国が一元的に給付事務を実施することで、全国で事務の効率化が図られるとともに、迅速かつ公平に給付金を支給することができるだけでなく、市区町村は、限られた行政資源を真に地域の実情に沿った住民サービスに集中することができるようになることから、①給付要件や給付金額等の給付事務の仕組みを簡素なものとすること、②対象者の抽出機能をはじめ、給付事務に必要な機能を網羅した情報システムを事前に構築すること、③コールセンターを集約すること、④給付事務に要する経費については、市区町村の負担が生じないよう、全額を国の責任において措置することなど、市区町村に対応を求める場合においては負担が最小限となる措置を講ずること。

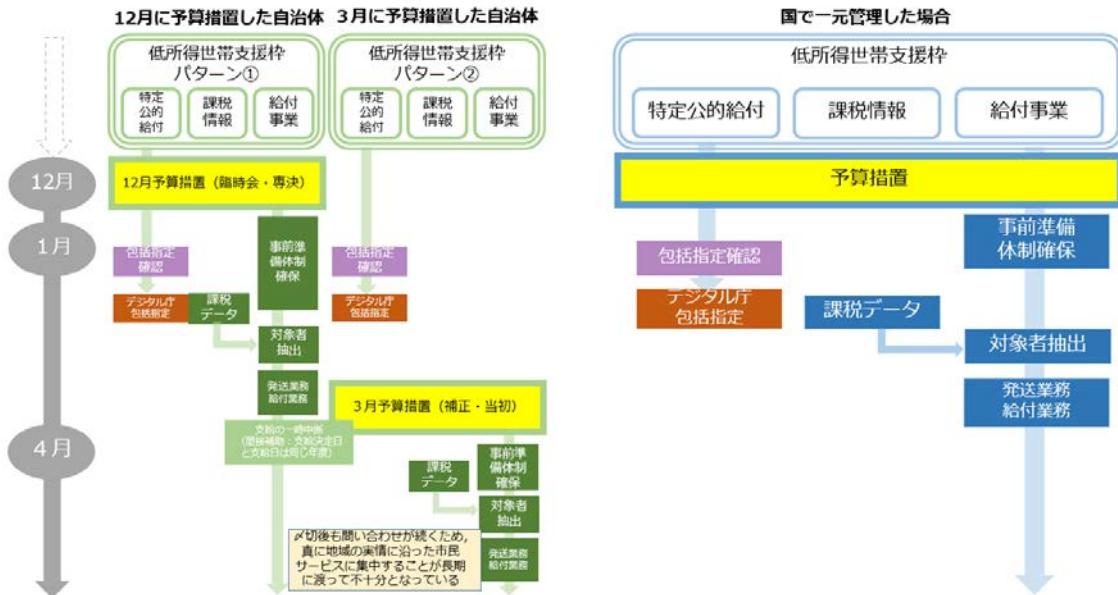
行財政関連分野（個別行政分野提言）

給付事業体制整備の課題（例）

| 給付要件 | 情報システム |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●分かりにくくて複雑 低所得者の定義が毎回のように変わる 調整給付・不足額給付は税に詳しくないと分からぬなど ●公平性を欠く面 基準日・支給要件・給付時期や内容などの違い ●煩雑な業務負担 市区町村間での転出入者の調整等 | <ul style="list-style-type: none"> ●最適化・効率化を図る改修は困難 技術者は、地方公共団体の基幹業務システムの統一化・標準化や通常業務と並行して対応するため、十分な改修は困難 給付支援システムは、市区町村のシステムと連携できない事例や金融機関から対応不可だと利用できない事例があるなど ●登録誤りが多い・公金受取口座 正しい口座の確認と再振込等に時間がかかるなど |
| コールセンター | 給付事務に要する経費 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●市民要望に応えられない市民サービス 給付事務の準備から提出期限や最終振込までの期間だけでなく、その後も問い合わせや押問答の対応に人員を割かれるため、市民から求められている真に地域の実情に沿った市民サービスに集中することが長期に渡って不十分となっている 執務室の確保も困難となっている市区町村もある 庁舎外に執務室を設けても個人情報の取扱いに制約があるなど | <ul style="list-style-type: none"> ●事務費の負担 実際に事務費に要する経費に対して、事務費交付限度額が不足している市区町村がある 支給が完了しても問い合わせ対応など継続している事務の経費負担への措置も必要など ●早期支給を妨げる事由 年度を縫越して給付事務を行う場合、早期支給を求められても、市区町村だと間接補助のため支給できない期間が生じる 議会との関係上、専決にて予算化できない市区町村もあるなど |

国が一元的に給付事務を実施することで、全国で事務の効率化が図られるとともに、迅速かつ公平に給付金を支給することができる

低所得世帯支援枠のスケジュール（例）



8. スポーツ施設の整備等に係る財政支援について

スポーツ基本法第12条では、「スポーツ施設の整備等」として、「国及び地方公共団体は、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定していることから、その所要経費について財源措置を講じること。

◆詳細説明

- ①既存のスポーツ施設は老朽化が進み、維持管理、修繕に経費がかかり、建替えについても市単独の財源では財政的に厳しい状況にあること。
- ②夏場の屋内スポーツの開催にあたっては、スポーツ施設利用者への安全対策として、熱中症対策を講じるためのハード面の整備が不可欠であること。
- ③部活動の地域連携・地域移行を進めていくにあたり、地域クラブ活動の活動場所の確保が課題のひとつとして挙げられおり、今後、生徒の安全面にも目を向けながら、活動場所の確保・整備を積極的に推進していくためにもスポーツ施設の環境整備が必要であること。
- ④既存のスポーツ施設における投光器型照明器具については、「エネルギー基本計画」(経済産業省)において高効率照明(LED照明等)の普及が目標として示されており、施設の照明について、LED化を進めていく必要があること。
以上のことから、スポーツ施設整備を行うための財政的支援を要望する。

9. 現物給付による子どもの医療費を無償化する制度の創設について

子どもの健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減することの医療費助成制度は、全国の地方公共団体で実施されているが、認定基準や助成範囲、自己負担額の有無やその金額など、制度内容が地方公共団体ごとに異なることから、居住地域によって受けられるサービスに格差が生じている。

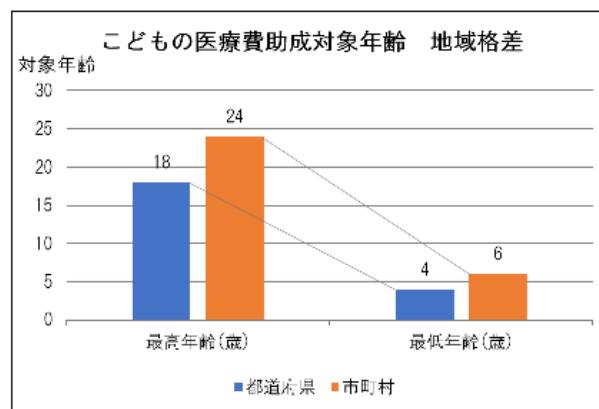
子育てに多大な費用がかかることへの不安感を払拭し、全ての国民が安心して子どもを生み育てられる社会を実現するため、18歳までを対象とした子どもの医療費を無償化する制度を国の制度として創設すること。

◆詳細説明

子どもの健全な成長を確保するため、子育て家庭の経済的負担を軽減することの医療費助成制度は、全国の地方公共団体で実施されている。本制度は、都道府県ごとに認定基準や助成範囲が設定されており、市町村は、都道府県の制度を活用し、医療費の自己負担に対して助成を行っている。多くの市町村では、独自に対象者の拡大や負担軽減を図る助成を実施しているものの、認定基準や助成範囲（助成対象年齢、所得制限、一部自己負担額等）にはばらつきが見られ、居住地域におけるサービスの格差が生じていることから、子どもを育てる保護者の不公平感につながっている。

どこに住んでも、等しく安心して子どもを産み育てることのできる環境を保障するのは、国の責務であり、特に、経済面での子育て支援策の拡充は、国として喫緊の課題となっている少子化対策につながるものであることから、国において、18歳までを対象とした、現物給付により子どもの医療費を無償化する統一した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うこと。

| 子どもの医療費助成対象年齢 地域格差 | | |
|---|---------|---------|
| | 最高年齢(歳) | 最低年齢(歳) |
| 都道府県 | 18 | 4 |
| 市町村 | 24 | 6 |
| (こども家庭庁「こどもに係る医療費の助成についての調査」資料抜粋 令和6年4月1日現在) | | |
| ※国全体で比較すると、助成対象の最高年齢と最低年齢の地域格差が都道府県レベルで14歳、市町村レベルで18歳の差があり、居住する地域によって大きな格差が生じている。 | | |



10. 保育人材の確保及び処遇改善について

保育の担い手となる保育人材の確保・定着のため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額を図るとともに、施設が安定的な運営を確保できるよう保育士配置基準の見直しを行うこと。

併せて、人材確保事業においては離職防止対策や潜在保育士の掘り起こしへの支援を行う中で、地域の実情、需要に見合った制度見直しにより、財政力に基づく都市間競争とならないように、適正な財政措置を講じること。

また、1歳児配置の改善に対する加算措置について、ICTの活用や平均勤務年数10年以上であることなどの要件が付されているが、より多くの事業者が前向きに取り組めるよう、これらの要件を廃止もしくは緩和するとともに、施設型給付費の総支給額が減じないような公定価格の単価を示すこと。

さらに、保育士の業務負担軽減に必要な措置として実施している各種事業のうち、公立保育所が対象とならない事業についても、統一的に事業が実施されるよう、財政措置を講じること。

◆詳細説明

待機児童の解消に向けた保育施設の整備等の施策により、利用定員の拡大が進められてきた中で、保育士等の確保・定着が全国的に課題となる状況が続いている。加えて、少子高齢化の進展により、入所児童数は減少傾向も強くなっている、施設の運営に大きな影響を与えることから次の対策を講じること。

①保育士配置基準及び公定価格の見直しについて

公定価格は、入所児童数に応じて給付費が算定される仕組みであるため、入所児童の減少は施設の安定的な運営に影響を及ぼすことになる。保育士等の雇用の確保・定着のためには、保育士配置基準を見直し、業務負担の軽減を図り、併せて、職員の処遇改善を図ることが有効である。

令和6年度から、現行の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについては、一部の事務手続の簡素化がされているが、保育人材の確保・定着を図り、施設が保育需要の増減に左右されない安定的な運営を行うことができるよう、保育士配置基準の見直し及び公定価格の地域区分による格差の是正並びに基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額等の見直しを行うこと。

②感染症対策等に係る処遇改善について

現在、保育対策総合支援事業として実施している感染症対策に係る費用補助を公定価格の基本分単価に含め、施設が必要な感染症対策を柔軟に取り組むことができるよう公定価格を見直すこと。

また、病児保育事業において、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏

また基本分単価の引上げ等を、令和6年度から行うとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用児童数が回復しない中、施設では、病状に応じた隔離措置のため、要綱上求められる基準を上回る職員を配置する対応を行っている。病児保育施設の安定した経営を維持するため、利用児童数に応じた加算による交付金制度を見直し、財源を措置すること。

③人材確保事業について

保育対策総合支援事業費補助金のうち保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）については、コロナ禍後においても、保育士の負担軽減効果を期待し、需要が増大している。施設においては、補助金を財源に導入計画を立てており、交付決定後に業者選定等を経て、年度内に事業を完了させる必要があるが、近年特に申請開始時期が遅く、交付決定も遅れることから、施設の事業実施に支障をきたしている。保育対策総合支援事業費補助金は、保育士の負担軽減、保育人材の確保において施設からのニーズがあり、施設においては継続的・計画的に実施すべき事業であるため、年度当初から対応ができるよう、早期の交付決定を行うこと。

また、保育士宿舎借り上げ支援事業においては、幼稚園教諭等にも対象を拡大し、地域の実情に合った施策として活用しやすいよう適正な財政措置を行うこと。加えて、保育士等確保のために、国は経験年数7年以上の保育士等の報酬に月額4万円を加算する制度を実施しているが、国の算定では施設の職員数の概ね1/3を対象とするなど、実際に要件を満たしている職員数と加算額の間に乖離が生じており、不足する分を各地方公共団体で独自に処遇改善を行っている状況である。今の状況が継続することで、各市町村はお互いに疲弊するうえ、財政力に余裕のない市町村では、地域教育・保育機能の崩壊、地域間格差が拡大することが懸念される。保育士等確保について、財政力に基づく都市間競争とならないように、処遇改善及び賃金格差の是正も含め国の制度として行うこと。

④1歳児配置の改善に対する加算措置について

令和7年度の要件である平均勤務年数10年以上をクリアできる事業者は限られており、特に保育需要の高い都市部の中核市においては、保育士不足もあり、要件合致は一部の限られた就学前施設にとどまると考えられる。また、既に独自に5:1を実現している地方公共団体もあるため、要件の廃止・緩和をされたい。また、仮に要件を満たし加算措置となった場合でも、6人の子どもを受け入れた場合の総支給額と、5人の子どもを受け入れた上に加える加算措置を合わせた総支給額を比較すると、後者の方が低くなることが国の予算額から予見される。これでは積極的に5人に1人の配置基準の体制を構築し、保育の質を相対的に高めようとする動機になり得ない。これらから、施設の主たる運営財源である施設型給付費の総支給額を減らすことなく、かつ5人に1人の配置基準が実施できるための公定価格の単価を示すこと。

こども・子育て関連分野（個別行政分野提言）

⑤公立保育所に対する財政措置について

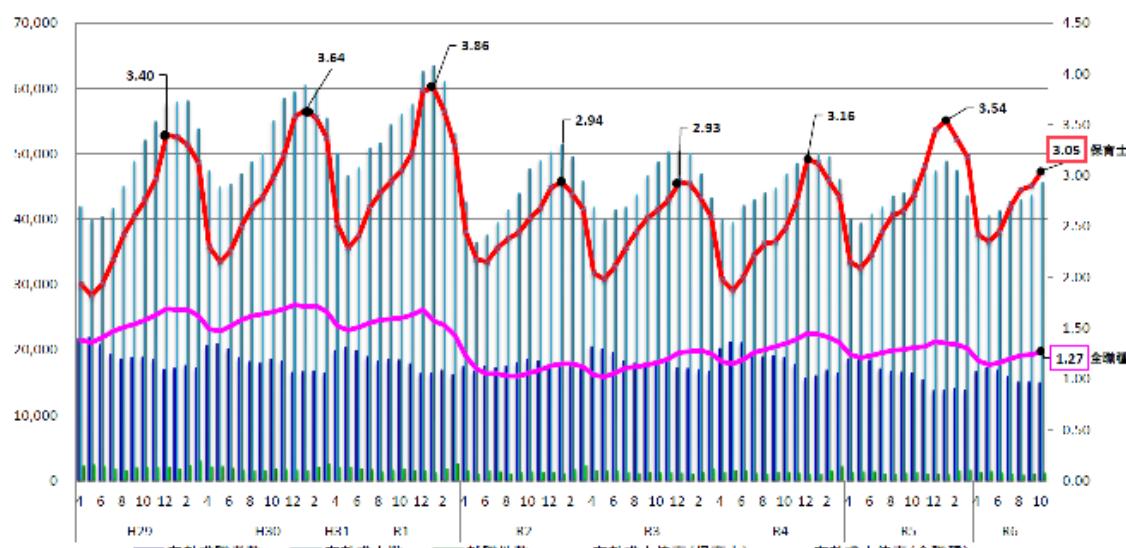
保育士は、待遇や給与が他業種と比較すると安いなどの理由により、若年層の職員の離職率が高く、深刻な人材不足の状況にある。

そのため、国において、保育人材の確保事業として各種事業が実施されている。各種事業のうち、保育業務の負担を軽減し、就労継続や離職防止を図るための事業として、保育の周辺業務を行う保育支援者を雇用する費用を助成する「保育体制強化事業」が実施されているが、対象施設が市町村以外の者が設置する保育所等とされ、公立の施設は対象外とされている。公立保育所に係る市負担額は、普通交付税措置が講じられているが、保育の周辺業務を行う職員の人工費まで想定されておらず、市町村が単独事業として実施されているため、各市の対応が異なっている。保育士の業務は、公立・私立問わず、同様のものであり、保育人材の確保事業についても、統一的に実施されるべきものである。

さらに、令和6年12月20日こども家庭庁通知『「保育政策の新たな方向性』について』により、これまでの待機児童対策を中心とした「量の拡大」から「質の向上」へ方向性を転換することとされ、今後、保育の質の向上が求められることになったことから、公立保育所の保育士が保育に専念でき、質の向上が図られるよう、国がこれに伴う財政措置を講じること。

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○直近の令和6年10月の保育士の有効求人倍率は3.05倍（対前年同月比で0.24ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.27倍（対前年同月比で0.04ポイント下落）と比べると、依然高い水準で推移している。



※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。
※全職種の有効求人倍率は、実数である。

11. 幼児教育・保育の無償化について

国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられ、自治体間でサービスに格差が生じている。

少子化対策は、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、国民が安心して子どもを産み育てられる社会の実現が必要である。

自治体ごとの不公平を無くし、こども未来戦略方針の基本理念「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を実現する観点からも、第1子の年齢、同時入所の条件に関わらず、国において幼児教育・保育の完全無償化を実施し、そのための財源措置を早急に講じること。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に記載された「学校給食無償化の課題整理」について、学校給食のみならず幼児教育・保育における給食費の無償化も含めて整理し、早急に具体的な施策を講じること。

◆詳細説明

令和元年10月から教育・保育施設を利用する3歳～5歳のこども及び市民税非課税世帯の0～2歳児の子どもの保育料の無償化が行われているところであるものの、多子世帯の負担軽減策については、年収360万円以上の世帯において生計を一にする第一子の年齢や同時入所の条件が設けられており、一部の多子世帯には負担が残る状況となっているため、完全な負担解消には至っていない。

国の基準を超える保育料の無償化については、一部の自治体が独自に対象を拡充する対応をしており、独自に保育料の軽減策を実施している中核市は、令和5年8月時点で全62市のうち51市と8割を超える。

地域間格差を無くし、幼児教育・保育を必要とする家庭、こどもが受けたいサービスを受けられる環境整備に向け、子育て世代の経済的負担を軽減することは、少子化対策として有効な施策と考えられることから、保育料の完全無償化については、国の制度として実施すること。

また、実施にあたっては、地方に新たな財政負担が生じぬよう配慮すること。

12. 新制度の創設における自治体への配慮について

【1】こども誰でも通園制度（仮称）の創設について、次のとおり要望する。

- ①新たな制度を実施するにあたり、以前から課題となっている教育・保育現場の職員不足を解消することは最優先課題であり、人口減少社会となり産業界全体が人手不足となっている実情を考慮して、国としても更なる保育士確保に努めるとともに、自治体が独自に行う保育士確保事業への確実な財源確保を行うこと。
- ②既存の一時預かり事業との類似性を整理しながら新たな制度を確立し、すべての自治体において制度を実施することによる保育現場や事務の負担を最小限にとどめ、保育施設の充足率などに左右されない効果的な給付制度として実施できるよう努めること。
- ③当該事業を行う際には、国が構築するシステムを利用することは必要であると考えるが、新たな制度実施の際に関係する法令、例えば個人情報の保護に関する法律や子どものための教育・保育給付とは別規定となる新たな給付に係る子ども・子育て支援法の改正などについて、その運用と考え方についてしっかりと説明し、自治体が所管する例規の改正など事務負担への影響が最小限となるよう十分に配慮すること。
- ④こども誰でも通園制度の実施については、未就園児のための取組として大変重要であることは承知しているが、例えば、障がいのある子どもが通う施設も対象とすることは、自治体での部局横断的な体制整備が必要となる可能性があり、それらの施設においても人員体制整備などが必要となるため、事業実施に関連する様々な事務負担への財源確保を確実に行うこと。
- ⑤「こども誰でも通園制度」等への対応のため、今後も新たな保育の受皿整備が見込まれることから、保育施設整備に係る財源確保を確実に行うとともに、令和7年度以降も継続して補助率を嵩上する等、財政措置を講じること。
- ⑥令和7年度の補助単価が年齢に応じた金額に改められたが、出来高制については見直しがなされていない。持続的なサービス実施につなげるうえで、実施施設の安定的な経営との調和は欠かせないことから、令和8年度の本格実施に向け、全国での実施状況等を踏まえ、財源確保のうえ、各実施施設での受入体制に係る基礎的な給付を検討すること。
- ⑦こども誰でも通園制度の対象児については、0歳6ヶ月から満3歳未満となっているが、特に定期利用で本制度を利用している児童の保育の連続性の観点から、満3歳になった年度末まで対象を拡大すること。

【2】保育所等における継続的な経営情報の見える化について、次のとおり要

望する。

制度の円滑な運用に向け、国の責任において保育現場の職員に向けた研修を実施するとともに、施設・事業者からの問い合わせに対応するためのコールセンターを設置し、市区町村や保育現場の事務負担を軽減すること。

◆詳細説明

【1】乳児等通園事業（こども誰でも通園制度）の創設について

1. 保育士不足を踏まえた制度運用について

教育・保育現場の職員不足は以前から問題視されており、国の幼児期までの子どもの育ち部会（第2回資料1-3、<5>4点目）においても「（この制度は）通園していない家庭にとっては大きなものであり、配置基準の見直しや予算措置、体制整備が必要」との意見が出されている。

制度の実施においては、初めて利用する子どもの割合が高くなることも想定され、アレルギー対応など様々な事故防止策を確実に実施するには、現場の職員体制の整備は最優先課題である。

人口減少社会となり産業界全体が人手不足となる中、国としても保育士確保に努めるとともに、これまで市町村で行ってきた保育士の処遇改善をはじめ、自治体が独自に行う保育士確保事業への確実な財源確保を行うこと。

2. 既存の一時預かり事業との関係性について

こども誰でも通園制度（仮称）の検討会第3回資料においては、一時預かり事業と新たな制度との関係性の説明、子どもの成長の観点で新たな制度を整備する旨の説明などがあるが、保護者にとっての意義や利用対象児童など、その類似点は多いものと捉えている。

子どもの数が急速に減少している中で、定員割れとなっている保育施設等を勘案して保育所等を多機能化することが必要であるとしても、すべての自治体に上乗せで新たな制度の実施を求めるることは、現行制度を更に複雑化させることとなる。

また、現時点で待機児童がいる市町村では、当該事業の利用希望者を受け入れることは困難となることも想定され、一時預かり事業を実施できていない自治体への配慮も含め丁寧に事業を進めることが必要と考える。

新たな制度の実施において、施設の利用状況から困難を抱える家庭を把握して支援することや障がいのある子どもへの対応などは、各自治体における児童福祉や障がい福祉の現在の運営体制、所管部局を再度見直す必要もある。

既存の一時預かり事業との類似性を整理し、新たな制度創設に係る保育現場や事務の負担増を最小限にとどめ、保育施設の充足率などに左右されない効果的な給付制度として実施できるよう努めること。

3. 関係法令の運用に係る説明と整合性確保について

新たな制度実施の際には、自治体において次のような関係法令上の事務処理や課題があると捉えており、予め技術的な助言や説明が必要と考える。

①子ども・子育て支援法

子どものための教育・保育給付とは別規定となる新たな給付に係る法改正について、その運用と考え方を市町村が的確に把握し、所管する例規等の改正要否について、予め判断する必要があると考える。特に、利用対象者についての認定、事業所についての指定（認可・確認）については、既に実施している給付と同様に各自治体で規定している例規等への追記及び他の関係例規の改正要否について懸念される。

また、障がいのあるこどもが利用する場合、児童福祉法とは別の給付認定をすべきと捉えているが、その関係について、別の所管課にも確認が必要ではないかと案じている。

②個人情報の保護に関する法律

個人情報の取り扱いについては、法によって適正に取り扱われるよう定められており、個人情報取扱事業者（第4章）と行政機関等（第5章）は別々に遵守すべき義務等が定められているものと解している。

今般示された第3回検討会資料において、

- ・ 国がシステムを整備し、そのシステムに利用者が入力する。
- ・ 利用対象者の認定（＝市町村が行う）の際に、事業者がこどもの日々の記録を作成し、住所地の市町村及び利用する事業者間で共有することについて、利用者の同意を得た上で、作成した記録を共有する。

とされた2点については、誰がどの段階で個人情報の取得者又は提供者となるのか明確に示すこと。

特に2点目については、市町村が行う利用対象者の認定を国のシステムで行う場合、法令上、行政機関と地方公共団体はそれぞれの長ごとの運用となるため、漏洩等があった場合の責務を明確にするためにも確実に示して協議すること。（国においての取得、保有管理とすることが妥当ではないかと考える）

また、当該事業を行う際には国がイメージする形でのシステムを利用することは必要であると考えるが、場合によっては障がいの情報など要配慮個人情報を取り扱うこととなり、民間事業者が作成した日々の記録等の情報を別の民間事業者に提供する際、市町村はどのような責務を負うのか明確に示し、事前に協議すること。

4. 更なる事務負担に対する市町村への支援について

これまで市町村においては、幼児教育・保育施設の運営に関する事務を執り行ってきたが、最近では無償化に係る事務や施設運営に対する様々な補助金交付事務が示され、その事務は年々増加、複雑化している。

こども誰でも通園制度の実施については、未就園児のための取組として大変重

要であることは承知しているが、例えば、障がいを持つこどもが通う施設も対象とすることは許認可事務を行う上で、自治体での部局横断的な体制整備が必要となる可能性があり、通園先となる施設においても、同様に人員体制の整備が必要となることが見込まれる。

また、新たな「総合支援システム（仮称）」の導入は、国が主導して令和7年度末を目指とする標準システム移行を控え、事務処理手順や様式等の見直しを迫られている自治体及び関連事業者の新たな負担となることは明白であり、例規改正等への対応とあわせ、人員の不足が懸念される。

利用対象者について、市町村の“未就園児である”ことの認定や、本制度を行う事業者について、市町村が指定する業務及びシステムの処理など、各市町村内の新規業務に対する人員体制整備、民間事業者との調整など、新たな事務負担に対する軽減策及び財源確保を確実に行うこと。

5. 保育施設整備に係る財源確保

中核市のように、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中核都市では、こども・子育て家庭も多く、現状においても待機児童の解消等に向けた保育環境整備の必要があるのに加え、「こども誰でも通園制度」への対応のため、今後も新たな保育の受皿整備が見込まれることから、保育施設整備に係る財源確保を確実に行うこと。

また、新子育て安心プランによる補助率の嵩上げが令和6年度までとなっているが、令和7年度以降も継続して補助率を嵩上する等、財政措置を講じること。

6. 受入実績に応じた補助金額支給の見直しについて

令和7年度の時間あたりの補助単価が一律 850 円から年齢に応じた金額（900 円～1,300 円）に改められたが、受入実績に応じた出来高制については見直しがなされていない。実施に向けて、近年の物価や人件費の高騰、保育士確保の困難等を懸念する意見が挙がっており、持続的にサービスを実施するには、実施施設の安定的な経営との調和を図る必要がある。

これまでにも国の「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」でも類似の意見が複数寄せられることから、令和8年度の本格実施にあたっては、全国での実施状況の検証結果を踏まえ、しっかりと財源を確保し、一時預かり事業に準じて各実施施設での受入体制に係る基礎的な給付について検討すること。

7. 対象児童の見直しについて

満3歳になった時点で本制度が利用できなくなることについて、国の説明では、満3歳以上の子どもは、教育保育給付の1号認定や施設等利用給付の1号認定を受けることが可能であるため、満3歳以上の子どもの公的支援は、本制度ではなく、他の仕組みで行うことが適切とのことですが、1号認定の受け入れのない施設が当該制度を実施することも想定されることから、利用者がどの施設を利用したとして

こども・子育て関連分野（個別行政分野提言）

も、満3歳になっても引き続き利用できるようにすることが、子どもの成育を支援することにつながると考えられるため、対象児童の見直しを検討すること。

【2】保育所等における継続的な経営情報の見える化について

子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から施設型給付や地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象として、経営情報を毎事業年度ごとに報告することが義務化された。

対象となる施設・事業者では、経営情報の報告・公表に伴う事務作業が増加し、特に小規模な施設や事業者にとっては大きな負担となる可能性がある。

また、市区町村でも施設・事業者から提供されたデータの正確性と一貫性を保つための確認作業や、子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)の入力にあたっての施設・事業者からの問い合わせ対応により、事務負担が大きく増加することが予想される。

このため、国において保育現場の職員に向けた研修を実施するとともに、施設・事業者からの問い合わせに対応するためのコールセンターを設置すること。

13. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童健全育成事業に係る財政支援について、次のとおり要望する。

- ①放課後児童クラブの利用料について、低所得者世帯やひとり親家庭世帯に対する減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ②学校施設への放課後児童クラブ整備に伴い生じる既存教室の移設費用についても補助対象とすること。併せて「放課後児童クラブ支援事業」における賃借料補助については、補助対象が平成27年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、補助制度の見直しを行うこと。また子ども・子育て支援整備交付金における創設整備補助基準額を増額すること。
- ③放課後児童クラブにおける人材確保並びに育成支援の質の維持及び向上を図るため、放課後児童支援員等処遇改善等事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の恒久化並びに補助要件等の見直しを行うこと。併せて、放課後児童健全育成事業の運営等に対する補助基準額を増額すること。また、保育対策総合支援事業費補助金における保育士宿舎借り上げ支援事業の対象施設に放課後児童クラブを追加すること。
- ④障がい児の受入れにおける補助基準額を増額すること。
- ⑤子ども・子育て支援施設整備交付金における大規模修繕について、協議のために3者の見積りを求められているが、公的機関による見積りを提出する場合に限り、その見積りのみの提出で足りるよう要件を緩和すること。

◆詳細説明

近年、社会状況の変化などにより放課後児童クラブの登録児童数が年々増加し、その果たす役割がますます重要になってきている。

①放課後児童クラブの利用料について

放課後児童クラブを利用する児童のうち、低所得者世帯などの経済的負担を軽減するため利用料の減免など各種施策を行っているが、各自治体の財政状況に左右されることなく、国の施策として全国一律の制度として創設すること。

②放課後児童クラブの施設整備について

国においては、「放課後児童対策パッケージ」(R5.12.25付)において、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5年～6年度に予算・運用面から集中的に取り組む対策を掲げている。

しかしながら、放課後児童クラブを学校施設に整備するに当たり、転用可能な教室が限られており、既存教室を移転して整備する必要があるが、その移設先を整

備する費用は補助対象外となっている。そのため、放課後児童クラブとして使用する教室の代替教室の整備についても国による支援を行うことで学校施設の活用促進が図られると考える。

併せて、改築取得において、仮設施設整備工事費は補助の対象となっているものの、学校施設内の転用可能な教室が生じるまでの間、リースで使用していた仮設のプレハブの購入費用については、補助対象外となっている。そのため、仮設のプレハブの購入費用についても国による支援が必要である。

また、放課後児童クラブ支援事業の賃借料補助については、放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図ることを目的として、平成27年度に創設されたが、補助の対象を平成27年度以降に新たに実施する場合や、児童数の増加に伴い実施場所を移転し、支援の単位を分けて実施する場合など、新たに受け皿の確保を図るものに限定しているため、平成26年度以前に実施している事業実施団体との間に不均衡が生じていることから、制度の見直しを行うこと。

③放課後児童クラブの人材確保等について

放課後児童支援員等の年齢層は比較的高く、常勤職員として長年にわたり勤務する若年層の放課後児童支援員等は、ごく少数である。これは、家庭を維持しながら生業とすることが、収入面から困難であることが理由の一つであると推察される。

国は平成27年度から、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を、平成29年度から、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を、令和4年10月から「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」を実施しているが、放課後児童支援員等の処遇改善は未だ十分ではなく、慢性的な人材不足の傾向がみられることから、制度設計を見直し、より活用しやすいものとすることを含め、根本的な改善を行うこと。

また、現行の処遇改善に係る各事業を実施してもなお、十分な賃金水準には至っていないことから、放課後児童支援員等の根本的な賃金改善のためには、放課後児童クラブの運営等に対する補助基準額を増額とする国の財政措置を行うこと。

併せて、保育士宿舎借り上げ支援事業において放課後児童クラブは対象施設となっておらず、放課後児童支援員等に対し働きやすい環境を整備することは他の施設同様に必要であるため、対象施設に追加すること。

④放課後児童クラブの補助基準額増額について

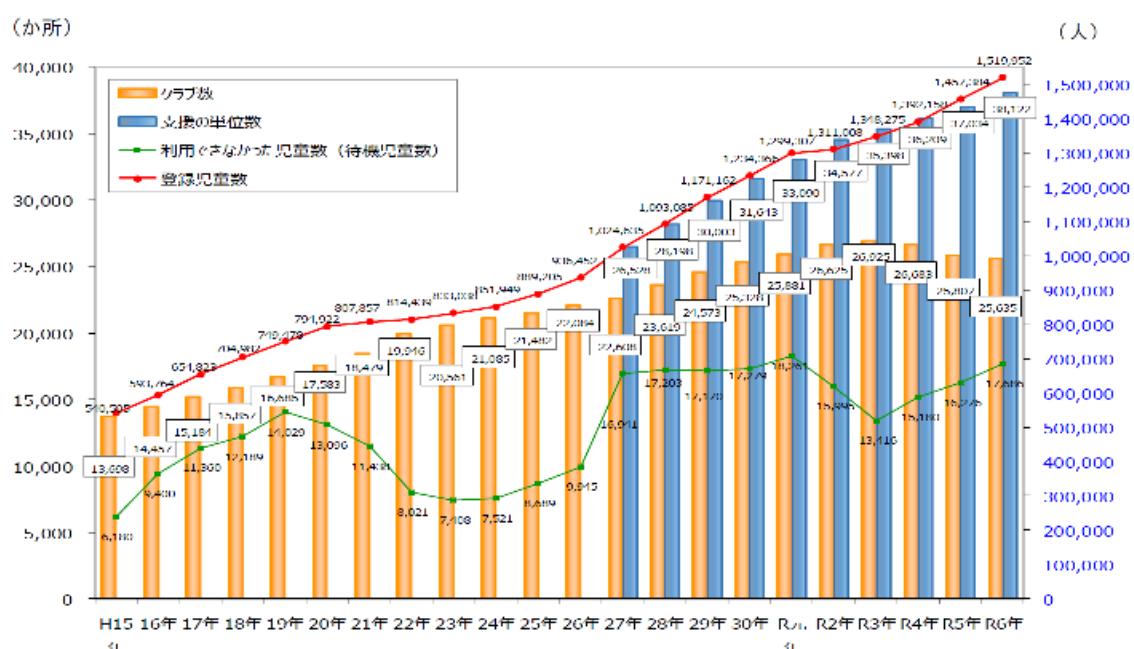
放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れクラブ数や受入れ児童数は年々増加しており、放課後児童クラブの実情にあった基準額の増額が必要である。特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう障害児受入強化推進事業における障害児の受け入れ人数及び配置職員の人数に相応した補助基準額の増額を行うこと。

⑤放課後児童クラブの大規模修繕について

子ども・子育て関連分野（個別行政分野提言）

特に公設の放課後児童クラブの大規模修繕において、国の示した官庁営繕に係る資料から算出した公的機関の見積書に加え民間工事請負業者2社の見積書を徴することは、必要以上の事務を市町村に強いている。また、内示前に入札を行つてもよいとのことではあるが、協議の日程を考慮すると、見積書を徴するために入札前に民間工事請負業者に対し工事の詳細を知らしめることになり、公正な入札選定事務の遂行と相反することから、大規模修繕による子ども・子育て支援施設整備交付金の活用が非常に困難となっている。より活用し易い制度となるよう、改善を行うこと。

[クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) こども家庭庁調査
※本調査は平成10年より実施

14. こども・子育て施策に係る財源措置について

国の「こども未来戦略方針」において、令和6年度からの3年間に集中してこども・子育て政策に取り組む「加速化プラン」が示され、伴走型支援と産前・産後ケアの拡充など具体策が提示されているが、国が全国一律で進める施策については、地方自治体に実質的な財政負担を求めることがないよう、国において確実な財政措置を講じること。

◆詳細説明

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、加速化プランの予算規模は、各年度の予算編成を通じて決定されるとされているが、全国一律で進める次の施策等について、地域による格差が生じないよう、地方財源の確保をすること。

子育て支援策の拡充

- ・妊娠期から出産・子育てまで、相談や多様なニーズに応じた「妊婦等包括相談支援事業」
- ・保育所の職員配置基準の見直し(1歳児:6対1→5対1など)
- ・保育士等の更なる処遇改善
- ・月一定時間まで就労要件を問わず時間単位等で利用できる通園給付「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の創設 など

15. 幼児教育・保育における支援が必要な児童の受入に対する財政的支援の充実について

①障害児及び特別な支援が必要な子どもの受入に係る支援の充実

障害児及び特定の判定は受けていないものの発達上の特性から特別な支援が必要と考えられる子どもの教育・保育には、基準以上に保育士等の配置が必要となるため、公定価格において加配に対する加算等を創設すること。

②要支援児童の受入に係る支援の充実

要支援児童の受入に当たっては、関係機関との連携や保護者対応等の施設負担が増大するため、財政的支援の充実を図ること。

③安全で安心な給食の提供に係る支援の充実

障害やアレルギー疾患への対応や食育、保護者支援など、保育所等における安全で安心な給食の提供に係る取組に対する財政的支援の充実を図ること。

◆詳細説明

①保育所等において障害児等を受け入れた場合の財政的支援については、既存の仕組み(私学助成の特別補助(特別支援教育経費)、地方交付税措置、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費))において対応することとされているが、障害児や特別な支援が必要な児童は、年々、増加傾向にある。

児童の安全に配慮しながら個々に応じたきめ細かな支援を行うためにも、公定価格の中で、加配職員に係る加算を創設すること。

②公定価格においては、地域の子育て支援の取組を行っている場合の加算はあるものの、主任保育士や主幹保育教諭等の業務は多岐に亘る。

要支援児童が増加傾向にある中で、関係機関との連携や保護者対応等、施設の負担は増大しているため、要支援児童を受け入れた場合の加算の創設等、財政的支援の充実を図ること。

③アレルギー疾患を有する児童が増加傾向にある中、アレルギー対応や食育を通じた保護者への支援等、安全で安心な給食の提供に当たり施設の負担は増大している。

安全で安心な給食を提供していくために、定員区分に応じた調理員の配置基準の見直し、公定価格における加配やアレルギー対応への取組を評価する加算の創設(基本分単価の見直し)等を行うこと。

16. 就学前教育・保育施設の整備について

就学前教育・保育施設は、多様な保育サービスの提供基盤であり、子どもたちが安全で安心して過ごすための環境を確保するとともに、幼児教育・保育の質の向上を図るうえで、老朽化対策や耐震化、機能改善等の整備を持続的に進めていく必要があることから、「就学前教育・保育施設整備交付金」について、十分な予算枠を確保するとともに、財政支援の要件についても見直しを行うこと。

◆詳細説明

令和6年12月20日付け事務連絡の通知により、「保育政策の新たな方向性」が示され、「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へと考え方がシフトされるとともに、補助の嵩上げ要件についても、「保育提供体制の確保のための実施計画」を採択された自治体が該当となる方式となった。

こうした中、自治体においては、老朽化への対応等により整備を計画する施設は年々増加しており、資材価格の高騰等で整備費用が増加している中で、令和8年度からは、子ども誰でも通園制度が本格実施されることに伴い、制度を安定的に実施するために、今後受け入れるための環境整備等が必要となる施設が増加していくものと想定され、自治体や事業者の負担はこれまで以上に多大となることから、十分な財政支援が必要である。

については、国において各年度の所要額を把握した上で、各自治体の整備計画に支障が出ないよう必要な財源を十分に確保するとともに、補助の嵩上げ要件について、実施計画の現採択要件によらず地域の実情に応じて嵩上げが可能となる制度とすること。

17. いじめ・不登校支援等の強化に向けた総合推進事業の拡充と新たな仕組の構築について

中核市が実情に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用できるよう、また、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」の実現のため、相談体制の整備及び、多様な学びの場の充実に係る支援と、それに伴う財政措置を行う等、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を拡充すること。

◆詳細説明

不登校、いじめ、発達障害、虐待、貧困等の課題を抱える児童生徒が全国的に増加しており、その早期発見・早期対応に向けて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員し、活動を充実させることが急務となっている。

また、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」（以下「COCOLO プラン」という。）では、校内教育支援センターの設置促進、教育支援センターの機能強化及び、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）（以下「特例校」という。）の設置促進の取組が掲げられている。

現在、国のいじめ対策・不登校支援等総合推進事業におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する国庫負担は1/3と低い状態である。また、校内教育支援センターの設置にかかる人件費の補助対象は、一部を除き未設置の学校に限られており、教育支援センターの支援員・相談員の人件費については、国からの補助はない。また、特例校については、従来の基礎定数で算定されており、特例校に特化した教員配置の仕組みが無い状況である。

さらに、不登校児童生徒の増加に伴い、公営及び民営の多様な学びの場（フリースクール等）のニーズが増加しているところであるが、その支援については、実情として自治体の予算のみで対応（図表 1）していることが多く、早急な特例校の整備、各種支援を実施するために必要となる人材や予算等の不足が大きな課題となっている。

については、実情に応じたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の人材の配置や増員による教育相談体制の整備並びに多様な学びの場の充実のため、制度全体の国庫補助率を引き上げる等の財政措置を行うとともに公設フリースクールの拡充、民間フリースクールとの連携等、市区町村が実状に応じて取り組む多様な不登校支援施策に対し、柔軟な支援制度を創設すること。

また、COCOLO プランの実現のため、特例校整備及び通学手段確保に係る財政措置の充実、教育支援センター及び設置済みのすべての校内教育支援センターの支援員・相談員の人件費を補助対象に加えるとともに、従来の教員基礎定数とは別に、特例校に特化した教員の基礎定数化及び新たな加配の充実を図ること。

教育関連分野（個別行政分野提言）

加えて、近年、児童生徒のコミュニケーションツールとして SNS が普及しており、いじめや様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談支援の手段として有効である。とりわけ、虐待や希死念慮などの緊急性のある事案については、都道府県・指定都市が実施主体であるが、学校現場に最も近い基礎自治体において SNS を運営することで、より早期の対応を図ることができる。このことから、教育支援体制整備事業補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)交付要綱の別記(第4条関係)表に定める「スクールカウンセラー等活用事業」について、中核市を SNS 相談等対象事業の補助対象に加えるよう、制度の拡充を行うこと。

教育関連分野（個別行政分野提言）

不登校支援に対する現状

①不登校児童数の増加【表1関連】

⇒小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は346,482人（前年度299,048人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人（前年度：31.7人）。

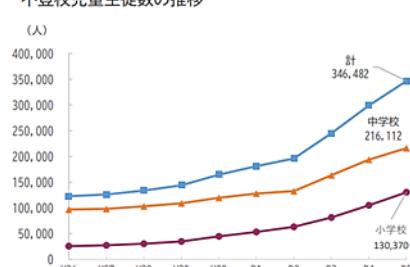
※不登校児童生徒数は過去最多（11年連続で増加）※

②不登校の長期化：欠席日数90日（登校日の約半数）以上の児童生徒 ⇒ 約19万人（不登校全体の約55%）

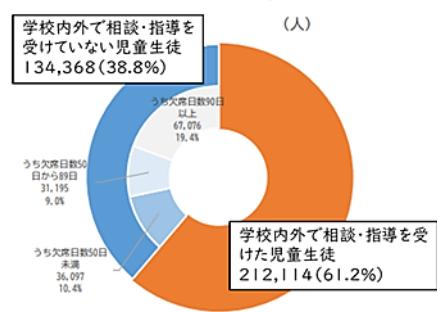
③学びへアクセスできていない（学校内外で相談・指導等を受けていない）児童生徒【表2関連】

⇒約13.4万人（不登校全体の約39%）（このうち、欠席日数が90日以上の者は約6.7万人）

【表1】 不登校児童生徒数の推移



【表2】
学校内外の機関等で
相談・指導等を受け
ていない不登校児童
生徒のうち、90日以
上の者



（出典）令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要（文部科学省）

（図表 1）いじめ・不登校支援等の強化に向けた総合推進事業の拡充と新たな仕組みの構築について

国の補助制度の課題

○令和7年度 文部科学省 概算要求主要事項 資料より

公設フリースクールの機能強化

| 補助金 | 補助対象 | 概要(対象経費) | 制度の課題 |
|-----------------|-----------------------------------|--|---|
| アウトリーチ支援体制の強化 | 負担割合: 国1/3 実施主体: 都道府県・政令市・市区町村 | 教育支援センター等がアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置に必要な経費 | |
| 保護者支援体制の強化 | | 不登校児童生徒の保護者に対する支援体制を強化するため、保護者対象の相談支援、学習会広報資材等の作成等に必要な経費 | |
| 不登校児童生徒支援協議会の設置 | 負担割合: 国1/3 実施主体: 都道府県・政令市 | 教育委員会・教育センター職員や、福祉機関を含む関係機関、フリースクールや保護者の会等の民間団体等が、定期的に協議する場を設け、不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行ったために必要な経費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公設フリースクールにおける学びの場の拡充（追加設置、機能の充実等）は対象外 ● 公設フリースクールへ支援員を配置するための補助等運用面の経費は対象外 <p>※市区町村の財政負担が大きい項目についての補助制度が不足している。</p> |

スクールカウンセラー等活用事業

| 補助金 | 補助対象 | 概要(対象経費) | 制度の課題 |
|-------------------|------------------------------|--|---|
| スクールカウンセラー等活用事業 | 負担割合: 国1/3 実施主体: 都道府県・政令市 | スクールカウンセラーの配置に係る報酬・期末手当、交通費等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県の配置だけでは不十分 ※市区町村費で配置している現状で、市区町村単位で補助の申請ができない。 |
| SNS等を活用した相談体制整備事業 | 同上 | SNS等を活用した相談体制構築に係る経費。 報酬、期末手当及び勤勉手当（会計年度任用職員に支給するものに限る）等。 | 同上 |

多様な学びの場の確保に向けた民間フリースクールとの連携

- COCOLOプランにも示されているNPO法人やフリースクール等の連携について、具体的な基準がなく、各自治体によって認定等の考え方方が異なる。
- 民間フリースクール利用者への補助等への国の補助制度がなく、各自治体独自で取り組まなければならない。

18. 中学校部活動の地域移行における新たな活動に係る負担軽減について

中学校部活動の地域移行について、学校と地域の文化・スポーツ団体等が協力して新たな地域クラブ活動に取り組むための環境整備に向け、制度を構築すること。また、部活動指導員の配置、経済的困窮家庭への支援等、地域移行を進める上で生じると見込まれる財政負担について、国において十分な財政措置を講じること。

学校教育法施行規則第78条の2の部活動指導員について、報酬や費用弁償などに関する補助制度を更に充実させるとともに、雇用以外（委託や派遣、謝礼金等）であっても部活動指導員業務ができるよう制度改正を行うこと。

◆詳細説明

国は令和5年度より中学校部活動を段階的に地域移行していくことを示している。地域移行に伴う部活動指導員の配置にかかる財政負担に対し、現制度では国が1／3補助、市区町村が1／3負担となっている。今後、地域移行を進める上で、自治体の財政負担が拡大することの無いよう、国において十分な財政措置を講じること。

また、経済的に困窮する家庭においても、文化活動やスポーツをしたいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、保護者の費用負担に関する制度の構築を行うこと。

さらに、活動の担い手となる事業主体や地域指導者は、複数の自治体にわたっての活動が想定されることから、国においても事業主体等の育成・支援について自治体の取組をサポートすること。

加えて、部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2）について、雇用以外（外部委託、派遣、謝礼金等）での任用を可とするよう、法令等の改正を図るとともに、部活動指導員の配置支援については、部活動の活動時間の前後等の関連業務も補助対象とすること。

19. 公立小中学校等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について

学校施設環境改善交付金等について次のとおり要望する。

- ①長寿命化改良事業について、必要な財政措置の拡充を図り、補助対象条件を緩和すること。
- ②空調設備の新設・更新に係る財政措置の拡充を図ること。
- ③学校統合に伴う既存施設の改修について、財政措置の拡充を図ること。
- ④学校給食施設の新增築及び改築について、算定割合の引き上げを図ること。
- ⑤トイレの改修等に係る必要な財源の確保、対象事業の拡大等、財政措置の拡充を図ること。
- ⑥エレベーター設置単価等を実勢工事価格に応じた引上げ、十分な財政措置及び積極的な事業採択を行うとともに、補助率の引き上げについて期間の延長を行うこと。
- ⑦老朽化した建築設備(受変電設備、受水槽設備、消防設備等)の更新に係る補助制度の拡充を図ること。
- ⑧長寿命化改良事業など複数年にまたがる事業に対しては、初年度の出来高0%を認めること。
- ⑨中核市立教育センター(教育研修施設)における既存施設・設備等の改修について、国庫負担による財政措置を講じること。また、専用の研修施設の新增築及び改築についても国庫負担による財政措置を講じること。
- ⑩学校樹木における、老朽化診断、剪定、伐採等に関する維持管理基準及び補助制度の創設すること。

◆詳細説明

現在、各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められている。中核市等比較的規模の大きな自治体は、学校施設を多数設置していることから、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、学校施設環境改善交付金について、その対象事業の大半は、補助単価に改修面積を乗じて算定される配分基礎額を算定基準とした最低限の費用しか交付金の対象にならず、総事業費に占める割合が結果として低くなることから、各自治体では財源の確保が大きな課題となっている。

- ①長寿命化改良事業については、対象となる建物が建築後40年以上を経過し今後も長期間使用する予定のものであり、実質的には、耐力度調査と同等の調査が必

要であることから、調査経費にかかる補助率の引き上げを図る等、財政措置を講じること。

②学校施設の空調設備については、令和4年度から補助対象上限額が従来の2億円から7千万円に引き下げが行われているが、学校施設の全体又は大半の空調設備を更新する場合には、補助対象額以上の事業費を要することから補助対象上限額を令和3年度以前の上限額と同じ2億円に引き上げを図ること。

加えて、現在、各自治体では小中学校の体育館における空調整備を進めているが、多くの中核市では市立高校を設置しており、財政措置のある小中学校に比して整備が遅れていることから、小中学校と並行して整備を進めていくことが課題となっている。今後、空調設備が整備されている小中学校からの生徒が高等学校に進学することになる。安心、安全の教育環境整備のためには高等学校においても空調設備の整備が急がれている。

また、高等学校においては、小中学校より規模の大きな体育館を設置していることが多いため、同じ補助額では事業費が補助対象額を大きく超えることが想定される。補助にあたっては、十分な財政措置講じること。

③現在、少子化が進み全国的に学校の統廃合が進んでいる。大規模な増改築のための既存校舎の改修工事、新築、増改築工事などについては、多額な費用が必要となるため、補助率の引き上げを図る等、財政措置を講じること。

④学校給食施設の新增築および改築においては新增築に係る補助率が1／2、改築に係る補助率が1／3となっており、上述のように総事業費に占める割合が結果として低くなることから、補助率の引き上げを図る等、財政措置を講じること。

⑤学校施設のトイレに関し早期改善の要望が教育現場や保護者、地域住民等から多く寄せられている。建設当時のまま改修の行われていないトイレでは内装や給排水管等の老朽化も進んでおり、トイレの洋式化も含めた大規模な改修が早急に必要である。また、配管等の改修を伴わない和式便器から洋式便器への交換も必要となっているため、補助率の引き上げ及び補助対象下限額の引き下げを図る等、財政措置を講じること。

⑥大規模改造(バリアフリー化等施設整備)については、令和3年度に補助率が1／3から1／2に引き上げられたが、当該補助率の引き上げ期間については、文部科学省が掲げるバリアフリー化の整備目標年度(令和7年度末まで)以降も、引き続き実施すること。

⑦学校施設環境改善交付金において、建築設備(受変電設備、受水槽設備、消防設備等)の老朽化対策に係る財源確保が課題となっていることから、これらを対象とした補助対象条件の緩和に加え、補助率の引き上げを図る等、財政措置を講じること。

⑧学校施設整備にあたっては、夏季休業期間に仮設校舎への移転を行い、工事を開始することが多い。その場合、複数年度にまたがる工事となり、単年度ごとの交付

決定を前提とした工事割合の算出が必要となる。また、長寿命化改良事業のような大規模な工事の場合、契約初年度に交付金の内容を含む出来高を計上する必要があり、現場の負担となっている。国土交通省の所管事業では、複数年にわたる施工実施であっても契約初年度に支出を要さない債務負担行為の設定が可能であることから、文部科学省の学校施設環境改善交付金においても、複数年度にまたがる工事に対し柔軟な対応を認めること。

- ⑨「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、中核市に関する特例として、県費負担教職員の研修を行う必要がある。しかし、専用の研修施設の設置のための財源確保が大きな課題となっており、研修施設を保有する中核市においても、更新時期を迎えていている。このことから、専用の研修施設の新增築及び改築、または、既存施設・設備等の改修について、国庫負担による財政措置を講じること。
- ⑩学校敷地には、学校建設時に併せて植えられた樹木が複数あり、桜やケヤキなどは、樹齢を重ね大木となっている。樹木は、季節と共に新緑や紅葉など様々な和みを演出し、夏場には日差しを和らげるなど、子供たちに憩いの場を提供しているが、一方、近年では老木化した枝が落ち、死傷事故なども発生している。また、クビアカツヤカミキリなどの外来生物により、樹木が内部から食い荒らされるなどの被害もある。
- 落枝、倒木等による事故を未然に防ぐため、樹木医による診断や樹木の剪定、伐採に関する維持管理基準及び補助制度を創設すること。

20. 学校給食費の無償化について

義務教育段階における保護者の経済的負担の一定割合を占める学校給食費について、近年の物価高騰等の社会情勢を踏まえ、完全無償化した自治体がある一方、財政上の課題等から無償化を実施できない自治体もあり、自治体間で格差が生じている。ナショナルミニマムを維持する観点から、自治体の財政力にかかわらず、学校給食費を無償化することができるよう、国庫負担による財政措置を講じること。また、市町村にも財政負担が伴う制度となる場合は、市町村の負担がより小さい制度設計をすること。

◆詳細説明

学校給食の経費負担は、学校給食法第11条の規定により、実施に必要な施設・設備及び運営に要する経費を義務教育諸学校の設置者の負担と位置づけ、食材費を保護者の負担とし、学校給食費が徴収されている。

近年、各自治体の独自制度として学校給食費の無償化が進められているが、自治体ごとに支援内容が異なっており、少なからず各自治体の財政力によって左右されるところが大きい。

国は、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき学校給食費の無償化の実現に向けて、令和6年6月に学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査と全国ベースでの学校給食の実態調査の結果を公表した。令和6年12月には「「給食無償化」に関する課題の整理について」と題し、全員を対象にした給食の無償化は、給食の目的・目標の実現とは異なるとし、子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際も公平性に欠くことや効果について検証が必要としている。しかし、昨今の物価上昇における家庭の教育関連に関わる負担や給食食材費の高騰などの社会状況を鑑み、義務教育段階においては居住地域に関係なく、全国で平等な教育環境を確保することや子育て世代への支援が求められることから、国による恒久的な制度として早急に学校給食費を無償化する財政措置を講じること。

また、市町村にも財政負担が伴う制度となる場合は、市町村の負担がより小さい制度設計をすること。

21. 小中学校のICT機器の整備と活用に係る財政支援について

「GIGAスクール構想」を持続可能で実効性のあるものとするための財政措置等について、次のとおり要望する。

①機器のランニングコストやICTを活用するための人的支援やセキュリティの確保、必要な通信ネットワークの整備・増強等への十分かつ継続的な財政措置を講じること。

また、中核市もオプトアウトを可能とし、オプトアウトでの調達については、高スペック端末の定義を明確にすること。

②公立小中学校のみならず公立高等学校においても全ての児童生徒の個別最適な学びを実現・持続するため、十分かつ継続的な財政措置を講じること。

また、特色ある教育活動を展開できるよう、最低スペック基準を見直すこと。

③教育分野に分散している児童生徒に関わるデータを集約・活用できる仕組みを構築するにあたり法的整備及び財政措置を講じること。

④ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターの整備について、令和7年度以降も継続した財政措置を講じるとともに、学習支援ソフトやコンピュータ教室の維持・更新に係る費用を交付対象に含めるなど、財政措置を拡充すること。

⑤学習用デジタル教科書への補助対象を拡充し、紙の教科書と同様に全額国費負担とすること。

また、「GIGAスクール構想」の実現ロードマップに示されたデジタル教科書やMEXCBT、学習eポータル等を用いた具体的な教育実践イメージを示すこと。

◆詳細説明

①国は学習者用端末の更新にかかる補助基準額を1台あたり5.5万円とされているが、価格高騰により、国の標準仕様を満たす端末の多くは基準額を超過してしまう現状である。

また、タッチペンと端末保護ケースも端末と一体的に整備する場合には補助対象となつたが、同様に基準額を超過する可能性が高い。

特に学習者用端末の運用維持に関しては、端末の更新費用に加え学級増に伴う充電保管庫の設置費用等が必要となることに加え、LTE等のモバイル回線を含めた通信費、運用維持費及び自治体がセキュリティ対策や通信ネットワークの整備・増強を実施するための費用等が国の補助対象とされていない。

さらに、学習者用端末の利活用が進むにつれて故障や破損が増加し、児童生徒1

- 人に1台行き渡らず、学習機会を逸する期間が発生している。このため、予備端末や端末の修繕費用、バッテリー交換費用に加え、破損時に対応可能な保険も自治体が負担している状況である。
- これらのことから、予備端末の購入費に対する補助率を上乗せするとともに備品購入費や運営維持費にかかる財政措置を講じること。
- なお、地方公共団体が購入して生徒に貸与する、「公費貸与」のみならず学校や家庭で自由に使えるように保護者が購入する、「BYAD」や「BYOD」での導入に対しても、一定の保護者負担軽減に繋がるような財政措置を講じること。
- ②義務教育段階において1人1台端末環境で学んだ児童生徒が、高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学べるよう、継続的な支援が望まれるとともに、小中学校より進んだ学習が必要となることからも、端末のスペックも高いものが求められる。
- 全ての児童生徒たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを全国の学校現場で実現・持続させるため、補助対象を拡大し、継続的な財政措置を講じること。
- ③学校・教育委員会や首長部局で保有している児童生徒に関わるデータをICT技術により共有・活用することで、多面的・多角的な視点で児童生徒の学びをサポートするための基盤を構築するにあたり、個人情報の取り扱いに係る法的整備・システム構築にかかる財政措置を講じること。
- ④ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターの整備については、令和6年度までの計画となっているため、令和7年度以降も継続した財政措置を講じるとともに、学習支援ソフトやコンピュータ教室の維持・更新に係る費用を交付対象に含めるなど、財政措置を拡充すること。
- また、自治体が実施するセキュリティ対策や通信ネットワークの整備・増強等は、GIGAスクール運営支援センター等の学校現場への支援体制構築のほか、MEXCBTや学習eポータルの導入に向けて、不可欠であるため、継続的な財政措置を講じること。
- ⑤デジタル教科書やMEXCBT、学習eポータルなどの導入予定のコンテンツについては概要が示されている一方で、具体的な機能・用途(授業イメージ等)について十分な情報提供がなされていないため、より具体的な情報を提供すること。

22. 教職員定数等の充実改善と教室数の確保等に係る増改築・改修に対する財政支援について

小・中学校の教職員定数について、更なる学級編制の標準の改定や教職員定数配当基準の改善、通級指導担当教員や特別加配教員配置の純増など、必要な措置を講じること。

また、学校司書、ALT、養護教諭等その他の学校教育に携わる人材の配置拡充に対し適切な財政措置を講じるとともに、食育、アレルギー対策として栄養教諭、学校栄養職員の配置基準の拡大を図ること。

さらに、義務教育標準法の改正による35人学級編制の実施や、更なる少人数学級の実施に伴い、普通教室の確保のために行う増改築・改修費用について、その規模にかかわらず学校施設環境改善交付金の交付対象に加えるなどの財政措置を講じること。

加えて、地域の特性に応じた柔軟な教職員の配置を可能なものとするため、県費負担教職員の教職員定数決定権及び学級編制基準決定権を都道府県から中核市に移譲ができるよう、財源移譲も含めた法整備など必要な措置を講じること。

◆詳細説明

令和3年3月の義務教育標準法の改正では、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられこととなったが、中学校は40人学級編制が維持されたままである。

また、多様化する教育現場では、障害の状態に応じたきめ細かな指導が必要であり、一人ひとりに適切な学びの場を提供するために、通級指導教室の設置が求められている。

個々に応じたきめ細かな指導を充実させ、子どもたちの学びを保障するため、教員定数配当基準の見直しを行うとともに、通級指導担当教員やその他の学校教育に携わる人材配置基準の拡大を図り、財政措置を講じること。

学校司書については、学校図書館法の改正により法制化され、「学校図書館の職務に従事する職員として配置するよう努めなければならない」とされていることから、学校司書を配置した地方公共団体に対し財政措置を講じること。

ALTについては、学習指導要領の実施や、「第4期教育振興基本計画」に基づき、外国語教育を充実させるため、ALTを配置した地方公共団体に対し財政措置を講じること。

養護教諭については、社会環境の著しい変化に伴い、心のケア、虐待、いじめ、不登校等に関わる課題が年々多様化しており、養護教諭にかかる業務負担が増してい

る。のことから、配置の基となっている業務の考え方と配置基準を見直し、それに伴う財政措置を講じること。

栄養教諭及び学校栄養職員について、その配置基準は、給食管理を主眼として、従来型の共同調理場の規模に照らして設定されているが、食育指導や食物アレルギーへの対応や、近年の大規模化された共同調理場にも対応できるよう、配置の基となっている業務の考え方と配置基準を見直し、それに伴う財政措置を講じること。

いじめや虐待、事故、保護者対応等、学校が抱える課題が多様化・複雑化していることから、スクールロイヤーや、児童生徒の問題行動などに対し、学校への巡回指導や助言など総合的な支援を行うためのアドバイザーを独自に配置している自治体もある。これらの人員の配置に係る経費についても財政措置を行うこと。

加えて、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月27日文科発第375号）に基づいた運用にあたり、自校通級指導教室等の設置が必要であるが、現在の義務標準法定数の算定方法による定数では、実際に通級指導教室を担当する教員が不足している。そのため、在籍児童生徒に対する指導の充実を図るため、通級による指導のための定数の算定方法を、都道府県・指定都市ごとの算定方法から、学校ごとの算定方法に見直しを図ること。

また、35人学級編制等を着実に実現するためには、学級数の増加に対する教室の確保が課題となっており、余剰教室がない学校については、普通教室ではない教室等を転用する必要が生じている。そのため、35人学級編制や少人数学級の実施に伴う校舎の増改築・改修に係る補助制度を創設すること。または、増改築・改修の規模にかかわらず学校施設環境改善交付金の交付対象とする等、必要な法令改正や財政措置を講じること。

現在、県費負担教職員について、中核市には服務監督権及び研修権があり、事務処理特例制度の活用により都道府県から任命権の移譲が可能であるが、教職員定数決定権及び学級編制基準決定権は法改正等が必要であり移譲することができない状況である。また、義務教育課程の実施主体である中核市の権限と責任を明確化し、権限のねじれを解消するとともに、地域の特性に応じた教職員の柔軟な配置や少人数によるきめ細かな指導体制の整備など、中核市自らが自主的な教育行政を推進するため、希望する中核市に対して教職員定数決定権及び学級編制基準決定権の移譲が行えるよう財源移譲も含めた法整備を講じること。

23. 介護職員の処遇改善と人材確保について

国の責任において、全ての介護従事者の処遇改善に継続して取り組むとともに、改善の都度、増大する事業所の事務負担の軽減を図ること。また、介護人材の奪い合いのような自治体間競争が生じないよう、国の責任において介護従事者の確保・定着及び育成のための抜本的な支援策を講じること。

◆詳細説明

将来的に介護サービス利用者の大幅な増加が見込まれているが、現状のままでは、令和8年には国全体で約25万人の介護職員が不足すると推計されており、介護職員の確保・定着は喫緊の課題である。

介護職員の給与引上げのために、近年国は、数次にわたり、介護報酬改定等による処遇改善加算制度の見直しを行ってきたが、それを加味してもなお、介護職員の平均給与は全業種平均と比べ低い水準にある。介護保険制度を継続していくためには介護職員だけではなく、ケアマネジャー・生活相談員・看護師・調理員・事務員等の様々な職種の人材を確保する必要があることから、介護サービスに従事する全ての職種を対象とした処遇改善を行うとともに、利用者や保険者の負担が増えないよう処遇改善に必要な財源の措置が必要と考える。

加えて、現在の処遇改善加算制度は、事業所が取得の有無を判断することとなっており、取得していない事業所においては、介護職員が加算による処遇改善を受けることができない状況にあり、制度内容や計画書等の書式変更が頻回にあることにより、事業所に多大な事務負担を強いいる状況になっている。

このような状況を改善するため、今後も国の責任において、現下の社会情勢を踏まえた実効性の高い処遇改善を効率的に進め、それにあたっては、地域区分の高い都市への人材流出等、都市間競争が発生しないよう、高齢化率等も勘案した新たな基準や、事業所の事務負担の軽減についても併せて検討し、継続して制度の改善に取り組むこと。

加えて、介護保険事業計画期間中の介護報酬改定は、保険料やサービス利用料の増額のほか、保険者の介護保険財政にも影響を与えることから、利用者や保険者の負担が生じないよう国の法定負担割合を増やすなど必要な対策を講じること。

また、処遇改善のほか、離職者の抑制や、介護DXの活用による職員の負担軽減、外国人材も含めた新たな人材の確保のため、全国一律の抜本的な支援策等を講じること。

24. 地域生活支援事業に係る地方の超過負担について

地域生活支援事業の実施について、地方公共団体の超過負担が生じている状況にあることから、補助基準額を引き上げ、地方公共団体の事業費に対しての補助率が 50/100 となるよう、十分な財政措置を講じること。

◆ 詳細説明

地域生活支援事業費等補助金交付要綱では、補助基準額については厚生労働大臣が必要と認めた額、補助率については50/100と定められているところである。

この基準額が地方公共団体の事業費を大幅に下回っており、財政的負担が課題となっている。障害者総合支援法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援事業の計画的な実施を可能とするため、基準額を引き上げること。

25. 国民健康保険制度の財政支援と保険者努力支援制度の見直しについて

国保の持続的・安定的な運営のため、保険者間における保険料(税)格差の是正と、医療費や後期高齢者支援金、介護納付金などの財政負担、保健事業及び医療費適正化への取組に対しての国庫負担の拡大による財源強化がなされるよう次のとおり要望する。

- ①国保の財政基盤の強化として平成30年度以降毎年約3,400億円の公費を国保に投入するとされている。都道府県単位化以降も財政運営を安定的に行うためにも、更なる財政基盤の強化が必要であることから、その支援措置を講じること。
- ②地方財政措置については、保険者への財政支援という本来の目的に沿った効果的な運用がなされるよう、措置額の大幅な拡大を実施すること。
- ③税制改正に伴う個人所得課税の見直しの影響により、減収となる保険料(税)を補てんするための財政措置を実施すること。
- ④保険料(税)の急激な上昇を抑制するために法定外繰り入れを行うことに対し、ペナルティを課している。財源を市町村が積立てた基金に求めるのではなく、保険者が法定外繰入を回避できるよう、法定内繰入の基準見直しを行うなど、十分な財政措置を講じること。
- ⑤後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の医療費については、公費負担の対象から除かれていることから、事業費納付金の算定の基となる後期高齢者支援金は、その分を加算した負担額となっている。今後も高齢者の医療費は増加していくことから「現役並み所得者」の医療費に公費負担を行い現状の公費負担割合についても拡大を行うこと。
- ⑥1人当たり医療費が増加傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するため、保健師等の専門員の確保及びレセプト点検の充実・強化に対し、更なる財政措置を講じること。
- ⑦令和4年度から導入された子どもの均等割保険料(税)の軽減措置について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に限らず、18歳未満の全ての子どもを対象とすること。また、国庫負担の割合を拡大し、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度の拡充を図ること。加えて、令和6年1月から導入された産前産後保険料(税)免除(軽減)制度についても、国庫負担の割合を拡大すること。
- ⑧制度改正により生じるシステム改修経費については、国の責任において、必要な財政措置を講じること。併せて、地方公共団体情報システムの標準化については、自治体に財政負担が生じることのないよう、全額国庫負担による財政措置を講じることに加えて、移行期限延長にも柔軟に対応すること。

⑨令和7年度保険者努力支援制度(取組評価分)において創設された「子どもの医療の適正化等の取組」のうち、子どもの医療費助成制度における外来窓口負担に対するものに係る評価指標を撤廃すること。

◆詳細説明

市町村国保は、被保険者の高齢化や景気低迷の影響により、世帯の所得が低下している一方で、医療技術の高度化や高齢化の進展により一人当たり医療費は年々増加し、平成30年度においては全国規模で、1,258億円に上る法定外繰り入れと合わせて、繰上充用額も214億円となっており、国保財政は危機的状況となっていた。

平成30年度以降、毎年約3,400億円の公費を国保に投入することとされたことや、コロナ禍における受診控えの影響により令和3年度の法定外繰入の全国合計は約674億円まで減少したが、令和4年度は約748億円と増加に転じており、今後も増え続ける見込みの一人当たり医療費や後期高齢者支援金、介護納付金などの伸び率から更なる財政基盤の強化策を講じること。

国保財政安定化支援事業については、地方財政措置となっているが、所得水準が低い一方で、年齢構成は高く医療費水準が高い国保の構造的な問題が拡大し、特別の事情として定められている2項目の要因による支援を必要とする保険者が増加している中で、国の地方財政支援措置は、毎年1,000億円の定額となっている。そのため、保険者への財政支援という本来の目的に沿った効果的な運用がなされるよう措置額の大幅な拡充を図ること。また、現在行われている算定額の8割を基準財政需要額に措置するのではなく、算定額全額を基準財政需要額に反映すること。

令和3年度課税分以降、個人所得課税の見直しに伴い基礎控除額が10万円引き上げられたことで、個人事業主や不動産所得者などの国民健康保険料(税)の所得割が減少し、国民健康保険料(税)の減収につながっている。

また、保険料(税)の急激な上昇を抑制するために法定外繰り入れを行うことに対してペナルティを課し、保険者努力支援制度において交付金を減額しており、市町村においては、基金に積み立てることによって財源の確保に努めているが、厳しい財政状況の中、基金を積み立てられない市町村も多数存在している。

国民皆保険を堅持し、国民健康保険制度を安定的に運営するために、税制改正のほか、本格的な少子超高齢社会の到来、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行、被用者保険の適用拡大等、保険者の責に依らない要因により国民健康保険料(税)が減収する保険者に対しては、法定内繰入の基準見直しを行うなど、国が責任を持って、十分な財政措置により補てんすること。

さらに、社会保険適用拡大により生じた繰入金についても、法定内繰入に設定し、交付税措置など財政支援を行うこと。

後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の医療費については、公費負担の対象から除かれていることから、事業費納付金の算定の基となる後期高齢者支援金は、その分を加算した負担額となっている。後期高齢者の医療給付費の増加に伴い、国保被保険者の保険料(税)に占める支援金の負担割合が年々増加していた。令和6年度の後期高齢者医療制度見直しにおいて、一定、現役世代と後期高齢者医療における高齢者の負担率の見直しはされたものの、国保財政が危機的状況にある中で、この公費対象外の負担分も保険料(税)で賄うことは、不合理である。今後も高齢者の医療費は増加していくことから「現役並み所得者」の医療費に公費負担を行い、現状の公費負担割合についても拡大を行うこと。

特定健診等の保健事業には、専門性を有した保健師等の配置が必須となるが、自治体職員の数にも限りがある。また、医療費適正化の推進を目的として、保険給付が適正であるかを確認するためのレセプト点検の充実と強化が求められている。これらのことから、外部委託を含めた専門員の確保に要する経費など、一定の財政措置を講じること。

国民健康保険における保険料(税)は、所得等による応能割額と世帯やその被保険者数による応益割額とにより算定される。この応益割額において、世帯の被保険者数1人ごとに均等割額が賦課されることとなり、子どもが増えるごとに世帯の負担が増えしていくこととなる。昨今、子育てに関して様々な政策が進められていく中、子どもの均等割保険料(税)についての軽減措置が令和4年度から導入されたが、子育て世帯の経済的負担軽減のためには、未就学児に限定せず、18歳未満の全ての子どもを対象とするべきである。また、税負担の上昇により、無所得者や低所得者の負担が高騰しているため、国の責任と負担において、市町村の財政を圧迫しないよう、国庫負担の割合を拡大し、軽減制度を拡充すること。加えて、令和6年1月から導入された産前産後保険料(税)免除(軽減)制度についても、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている公費負担割合を見直し、国庫負担の割合を拡大すること。

国の制度改正に伴うシステム改修に対しては、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において、必要な財政措置を講じること。

さらに、国が進めている地方公共団体情報システムの標準化については、中核市市長会が行った、移行経費等の調査結果で明らかとなった、現在の補助制度の問題点を認識し、自治体に財政負担が生じることのないよう、全額国庫負担による財政措置を講じることに加えて、移行期限延長にも柔軟に対応すること。

保険者努力支援制度(取組評価分)の算定に当たり、子どもの医療費助成制度において、自治体が医療機関での外来窓口負担を必要としている場合には加点する評価指標等が創設され、このことは、地方公共団体が国民に窓口負担を求めるのを推奨するものであり、子ども・子育て世帯の医療へのアクセスを後退させるものであることから、「子どもの医療の適正化等の取組」に係る評価指標のうち、外来窓口負担に対するものは撤廃すること。

26. ゼロカーボン社会実現に向けた取組について

令和3年8月に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書第Ⅰ作業部会報告書において、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、人為起源の気候変動は世界中の全ての地域で多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしているという見解が示された。

また、令和4年4月に公表されたIPCC第6次評価報告書第Ⅲ作業部会報告書においては、第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)より前に発表・提出した各国の対策では21世紀中に温暖化が1.5度を超える可能性が高いとの厳しい見通しが示されており、パリ協定の世界共通の目標である「1.5°C目標」達成に向けて、国はもちろんのこと各自治体においても今まで以上に早急かつ強力な対策をとる必要がある。

国は令和3年度に地球温暖化対策推進法の改正や地球温暖化対策計画の改定を行うなど、カーボンニュートラルに向けた施策を推進しているが、中核市など基礎自治体が独自で推進できる事業は限られており、国と都道府県と基礎自治体が連携して取り組む必要があることから、新しい国民運動「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を通して、住民のライフスタイルの脱炭素化の更なる促進に向けた周知啓発を推進しながら、自治体独自の取組を後押しする施策を実施すること。

また、公共施設のZEB化の推進にあたり、イニシャルコストがネックとなり導入の障壁となっている。公共建築物のZEB化を進めるための補助事業については令和5年度より中核市が除かれることになった。中核市においても、今後、十分に公共施設のZEB化を進める必要があることから、すべての自治体を対象とするきめ細かな補助制度を創設すること。さらに、令和7年度までとされている脱炭素化推進事業債について、事業期間を延長すること。

併せて、水素やアンモニアなど次世代エネルギーの社会実装やCO₂の回収・貯留技術等の早期実用化、吸収源対策に係る取組の推進、再生可能エネルギーの主力電源化によるインフラ整備など脱炭素化社会の実現に向けた基盤の整備すること。

◆詳細説明

パリ協定の目標を達成するためには、速やかにカーボンニュートラルが実現される必要がある。地球温暖化対策の重要性が浸透し、温室効果ガス排出量削減に向けた一層の取組が求められる中、令和3年度の地球温暖化対策推進法の改正によりカーボンニュートラルが法の基本理念として位置付けられ、地球温暖化対策計画の改定

により、2030年度の温室効果ガス削減目標値が引き上げられた。

また、令和6年12月27日時点で1,127自治体がゼロカーボンシティ宣言を行っており、地域からの地球温暖化対策が進むものと期待されるが、地球温暖化対策は国民・事業者・行政などすべての主体が連携・協力して取り組む必要があることから、国がリーダーシップをとって補助事業を始めとする積極的な関与を行うとともに、脱炭素化に資する新たな技術開発を推し進めることを期待したい。

各自治体では再生可能エネルギーの普及に努めているものの、人口が集中する都市部の中核市においては、導入ポテンシャル自体が乏しく、現状の技術を用いて完全な普及を図ったとしてもゼロカーボンの達成は難しい。

これらの現状を踏まえ、

- ①ZEH・ZEBなど住宅や建築物の脱炭素化やEV・FCVなどモビリティの電動化に向けた支援制度の拡充、行動変容を促す仕組みづくりなど住民のライフスタイルの脱炭素化を促進する施策に加え、産業部門などの事業者、とりわけ中小企業が積極的に経営に脱炭素化を取り入れることができる仕組みを創設すること。
- ②国の策定した地域脱炭素ロードマップに基づき、2030年までに新築建築物の平均で ZEB を目指すため、公共施設については率先して ZEB 化が求められている。国ではこれまで公共建築物の ZEB 化を進めるための補助事業を実施しているが、令和5年度から中核市が除かれることになった。中核市においても公共施設の ZEB 化を進める必要があるため、すべての自治体を対象とした補助要件へ改善すること。また、公共施設の総合管理計画との整合の中で、数の多い小中学校の教務室を除く教室の LED 化が進んでいない。公共施設の ZEB 化の可能性調査や将来的な ZEB 実現に向けた省エネ設備等の導入及び建物用途別のきめ細かな補助を創設すること。さらには、地域脱炭素ロードマップの集中期間と同様に令和7年度までとされている脱炭素化推進事業債の事業期間についても、財政負担や業務量の平準化等を図り、地域の脱炭素を推進していくため、事業期間の延長を要望する。
- ③水素やアンモニアなど次世代エネルギーの社会実装に向けた事業の強化やサイクルチェーンの構築のほか、CO₂ を回収・貯留し活用する技術等の早期実用化を図るとともに、継続的な森林整備やブルーカーボンに関する制度構築などの吸収源対策の推進、再生可能エネルギーの主力電源化に対応しうる送電網の整備など電力システムの改善を図ること。

以上3点について、国の取組を要望する。

なお、脱炭素社会の実現に向けた施策については、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの多寡によって地域間格差が生じることのないよう配慮し、全ての自治体が前向きに脱炭素社会を目指せる内容とすること。

27. 予防接種の実施に係る財源措置について

国の責任において、すべての国民が等しく予防接種を受けられるよう予防接種実施の方法・財源を改めること。

また、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下、「新型コロナワクチン接種」という。）について、令和6年度に助成されていた助成金が廃止されると、地方公共団体に多大な財政負担を伴うことから、各地方公共団体の財政力によって住民の自己負担額に差が生じないよう、定期接種体制確保に対する助成を継続すること。

併せて、医療従事者の感染防止対策のため、費用を抑えてワクチン接種ができるよう、医療従事者を定期接種の対象に加えることや、医療従事者向けの助成制度を設けること。

◆詳細説明

予防接種法に基づく定期接種は、疾病の発生及びまん延を予防し、国民の健康保持に寄与するためのものであり、各自治体の財政状況等により地域によって自己負担額が変わる現状は本来のあるべき姿ではない。

主に小児を対象とした A 類定期接種はほぼすべて自己負担無料で実施されているが、高齢者が対象となる B 類定期接種は自治体により自己負担額が異なる。全額国庫負担とすることや、自己負担額が一定となる仕組み、または保険診療の枠組みに含めるなど、地域格差のない予防接種の実現を求める。

また、令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、B 類疾病に位置付けた上で、予防接種法に基づく定期接種として実施することとされた。令和6年度は、地方交付税交付金として3割程度が措置されることに加えて、助成金が交付されたが、令和 7 年度については、4 月 11 日にメールによる通知で助成を実施しない方針が示された。新年度に入ってから方向性が定まるごとに改めて自治体での対応が必要となることから、制度の存廃については、自治体の予算編成及び議会日程を踏まえ、國の方針をお示しいただくよう強く要望する。定期接種は 65 歳以上が対象となるため、小児定期接種と比べ対象者が多く、かつワクチン単価も高額であるため接種体制を維持する財源確保が困難である。想定される財政負担の大きさを考えると、被接種者の自己負担額を大幅に増額せざるを得ない状況が生じる可能性もあるが、高額な自己負担額を設定した場合には、自己負担額の負担が出来ないために新型コロナワクチン接種を諦めざるを得ない高齢者が続出することは容易に想像がつく。

接種率が下がっては、予防接種の目的である、重症化を予防し、住民の健康の保持に寄与することはできない。このため、令和 7 年度も助成金支給の継続について再考を願うとともに、少なくとも令和 8 年度以降については復活を要望する。

環境・保険衛生関連分野（個別行政分野提言）

併せて、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において、医療従事者は無料かつ最も優先的に接種を受けられていたが、臨時接種が終了したことにより、接種には 15,000 円から 20,000 円の費用がかかり、多くの医療従事者が未接種となっている。地域医療の維持のために、医療従事者の接種が進むような制度を設けること。

28. 下水道施設の改築等への国費支援の継続及び補助率の嵩上げについて

下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割は大きく、道路陥没等災害防止の観点からも、確実に継続するとともに、支援の拡充を図ること。

また、防災・安全交付金において、下水道施設の耐水化について、引き続き重点配分への対象とすること。

◆詳細説明

下水道は、市民生活の向上と公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全のための社会インフラとして、国からの支援を受けながら事業を進めてきており、下水道の使命を果たしているが、今後は多くの下水道施設の老朽化への対応等が課題となっている。

平成28年度には、「下水道ストックマネジメント支援制度」が創設され、下水道施設全体を一体的に捉え、ストックマネジメント計画に基づく点検から改築までの一連のプロセスに対して、支援をいただいているところである。

しかし、令和3年3月31日の国土交通省告示で、補助対象の範囲が見直され、合流式及び分流式汚水の改築に対する補助対象の範囲が縮小されたことにより、老朽化対策が減速することが懸念される。

また、令和5年6月には、汚水管の改築に係る国費支援に関して、「ウォーターPPP」の導入決定が令和9年度以降に要件化されることが示され、組織体制を補完し、民間の経営ノウハウや創意工夫等の活用による経営改善を図るため、「ウォーターPPP」の導入について積極的に取り組むことが求められている。

しかし、各下水道事業者の事情による制度導入の遅延により交付金の要件を満たさない場合、現在、社会問題となっている道路陥没の原因にあたる改築事業に多大な影響が生じる。下水道事業者は健全経営を基本として其々が経営責任を負いながら、コンセッションや官民連携等の導入要否を熟考しているので、要件化の実施・運用については国においても慎重な検討、判断が必要と考える。

今後、人口減少が本格化する中、下水道施設の改築への国費支援が廃止・縮減された場合は、著しく高額な下水道使用料となり、市民生活が成り立たなくなる。下水道使用料の大幅な引き上げを避けた場合は、下水道施設の改築遅延による道路陥没等により社会的に重大な影響を及ぼすおそれや下水処理の機能停止によるトイレの使用制限など、下水道整備の趣旨である公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全が達成できなくなるおそれがある。これは、令和7年埼玉県八潮市の事例でも明らかである。

都市整備関連分野（個別行政分野提言）

このように下水道は、単に受益者負担だけで賄うものではなく、公共的役割が極めて大きな事業であり、この役割は新設時も改築時も変わるものではない。

こうした下水道の公共的役割に対する国の責務を果たすため、下水道施設の改築に対する国費支援については補助率の嵩上げを含め、新設時と同等に見直すと共にコンセッションを視野においてオーターペン・パートナーシップ（PPP）の要件化や令和9年度からの適用について柔軟に対応すること。

また、台風等による浸水被害により、下水道施設の機能停止を回避するために施設の耐水化は急務であるが、各下水道事業者は十分な資金を確保できていないのが現状である。

下水道施設の耐水化は、令和7年度予算における重点配分対象とされているが、下水道施設の耐水化には、国土交通省通知（令和2年5月21日付国水下事第13号）に基づき、重点的に対策を講じる必要があることから、今後も十分な予算を確保するとともに、引き続き重点配分の対象とすること。

下水道施設の改築事業に対する動向

○ 下水道法が改正(H27.11.19 施行)

⇒ 下水道の計画的な維持管理の推進

下水道の維持修繕基準の創設、事業計画記載事項への「施設の機能の維持に関する方針」等の追加

○ 「下水道ストックマネジメント支援制度」創設 (H28.4.1)

⇒ 計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、
施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図る

○ 主要な管渠の範囲が改正(R3.3.31 告示)

⇒ 合流式及び分流式汚水の改築事業に係る主要な管渠の範囲が縮小
(改築以外の事業は従来のまま)

改築に係る国庫補助削減による影響

下水道使用料値上げ等による市民負担の増大

改築の遅れによる陥没事故や下水処理機能停止による市民生活への影響が拡大

下水道の公共的役割は普遍的であり、下水道施設の改築への国費支援の継続は極めて重要

29. 水道施設整備に関する財源措置について

重要なライフラインである水道施設の耐震化・耐水化や老朽化への対策は喫緊の課題である。また、水道事業の経営環境は厳しく、広域化等の抜本的な取り組みにより中長期の経営基盤の強化を進める必要がある。

安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設の更新、安全強化及び広域化等の抜本的な対策について財源の拡充を図ること。国土交通省においては資本単価など補助採択要件の緩和及び交付対象事業・施設の拡大、総務省においては繰出基準の要件緩和及び地方財政措置の拡充を図ること。

◆詳細説明

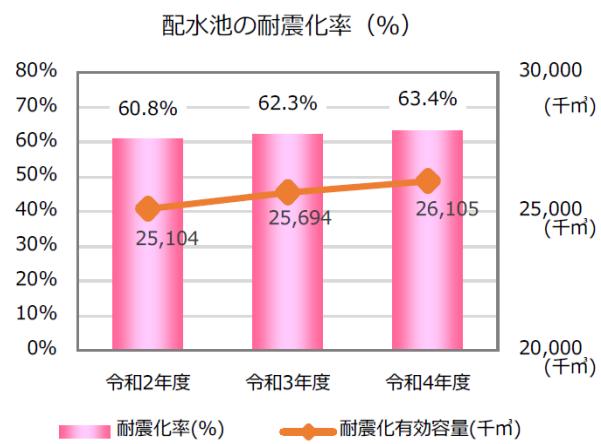
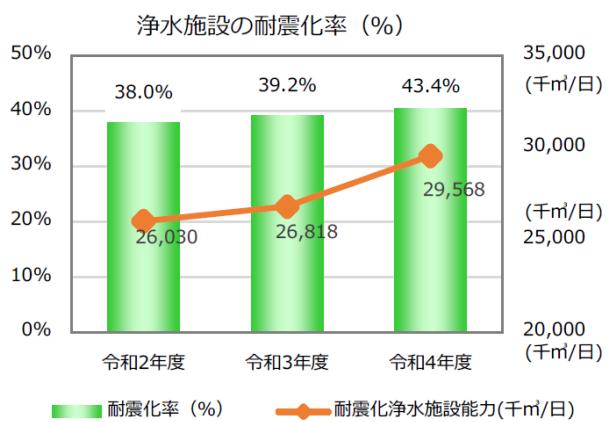
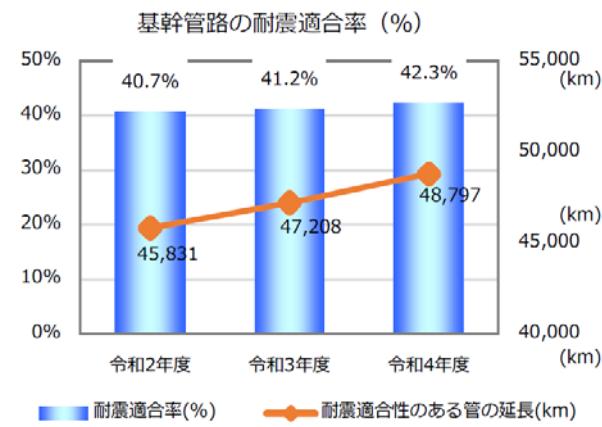
国においては、「国土強靭化年次計画2021」の中で、令和10年度末までに基幹管路の耐震適合率60%以上を掲げているが、基幹管路の耐震化には巨額の資金が必要であり、国の積極的な支援なくして国が掲げる耐震適合率の達成はきわめて困難である。また、管路の老朽化は、漏水事故の多発や濁水の発生など、水道水の安定供給に大きな影響を及ぼす上、有収率の低下による経営圧迫につながる。防災・安全交付金については、国において、一定の予算額が確保されており、管路を含めた水道施設の耐震化、老朽化対策の推進に寄与している。しかし、防災・安全交付金の要件は厳しく、今後の事業計画の進捗に大きく影響を及ぼすものである。

また、水道施設は近年激甚化する風水害にも対応する必要がある。台風など地震以外の災害時においても給水を継続するため、施設の耐水化・土砂災害への対応は急務である。水道水源開発等施設整備費国庫補助金についても、国において、一定の予算額が確保されており、浄水施設の災害時の機能維持整備の推進に寄与している。しかし、この補助金においても防災・安全交付金と同様に要件が厳しく、今後の事業計画の進捗に影響を及ぼすものである。

更には、水道事業の経営環境は人口減少等により今後厳しさを増すことが見込まれ、広域化等の抜本的な対策も必要となっている。施設の統廃合等、水道広域化推進プランに位置付けた施設整備についても、現状の防災・安全交付金において一定の予算は確保されているが、要件が厳しく、活用に支障がある。

水道施設の耐震化、耐水化、老朽化対策及び広域化に伴う施設統廃合の推進を図るため、国土交通省においては資本単価など補助採択要件の大幅な緩和、交付対象事業、施設の拡大並びに交付率の大幅な引き上げを図り、総務省においても国土交通省と足並みを揃え、繰出基準の要件緩和及び地方財政措置の拡充により、水道事業者の水道施設耐震化への着実な取組を強力に支援すること。

都市整備関連分野（個別行政分野提言）



出典：厚生労働省「水道事業における耐震化の状況」
(令和4年度)

30. 地域公共交通の確保維持に係る支援等について

人口減少や車依存社会の進展などによる公共交通利用者の減少、給与水準や処遇、改善基準告示の改正などを起因とした乗務員不足、人件費や燃料価格の高騰などによる運行経費の増大等、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。一方で、高齢化の進展等により、高齢者の運転免許証返納の動きが進んでおり、住民の移動手段を確保する上で、公共交通の重要性が高まっている。

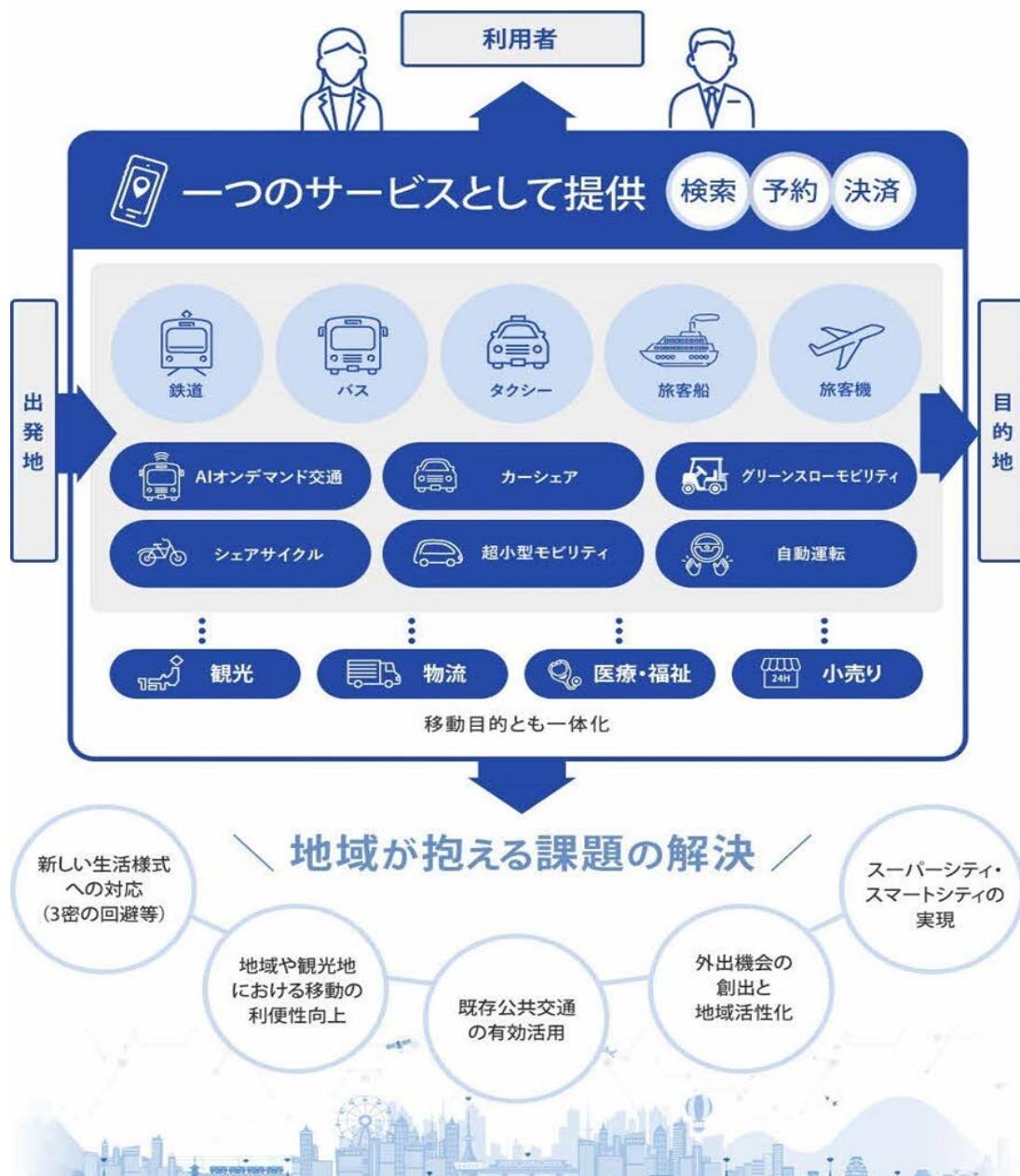
そのため、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて、先端技術の開発・実装や実用化のための法整備を早急に進めるとともに、地域の特性に応じた柔軟な補助要件の設定や適切な財源措置を講じること。

◆詳細説明

持続可能な地域公共交通ネットワークの構築のため、以下の措置を講じること。

- ①公共交通事業者の運行や車両購入等に係る補助の拡充
- ②MaaS(異なる公共交通のシームレス化)の実現に向け、バス、鉄道等で共通して利用できるICカード等の多様な決済システムの拡大や割引運賃の適用などに係る技術的、金銭的支援
- ③MaaS の実現・活用に向け、様々な分野のシステム連携の基盤となる都市 OS の構築に係る金銭的支援や国による汎用性の高い都市 OS 構築
- ④深刻な運転士不足の解消等のため、自動運転技術開発に対する支援及び無人運転化が可能となるよう道路交通法等の改正
- ⑤地域間幹線系統確保維持費補助金の補助要件のうち、1日当たりの輸送量について、全国同一要件である「15人以上」を地方部では地域特性に応じ「10人以上」に緩和する等、都市構造の特色などの観点より、全国同一要件ではなく人口密度や人口分布等の地域性を取り入れた要件の設定
- ⑥地域間幹線系統確保維持費補助金の補助要件では、「複数市町村を跨いで運行していること」とされているが、行政区域が広い自治体においては、行政区域内で完結する運行距離が著しく長い路線が多数存在することから、地域住民の生活に必要不可欠な生活交通の維持確保を図ることができるよう、各地域の実態を踏まえながら、一の市町村内で完結する路線への補助を拡充するなど、要件設定の見直し
- ⑦地域公共交通の維持確保や充実に向けた取組を地域の実情に応じて計画的に実施できるよう、公共交通に係る費用負担の在り方などの抜本的な対策の検討

都市整備関連分野（個別行政分野提言）



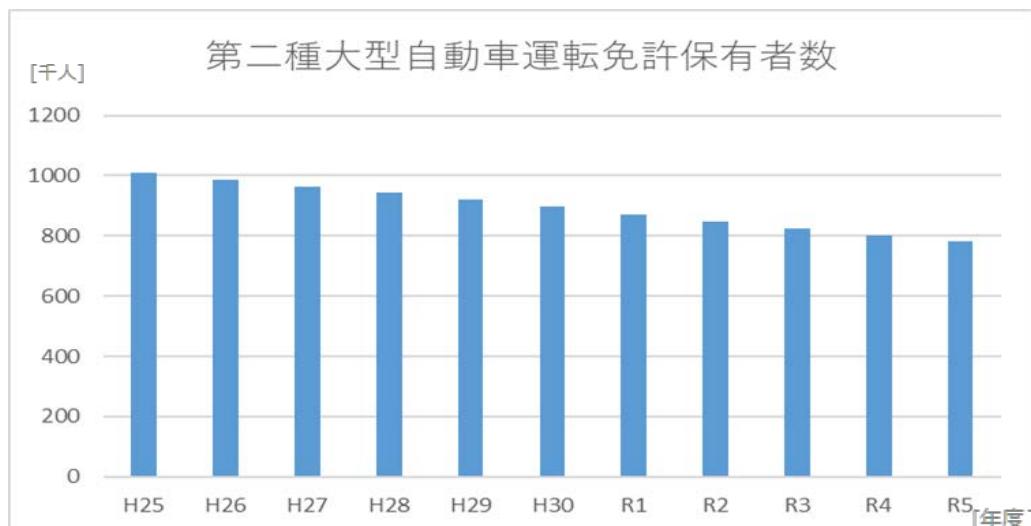
31. 公共交通における運転士の人材確保への取組について

地域交通を支える旅客自動車運送事業の経営力向上に向けては、多様な人材の確保・育成を図ることが必要である。特に喫緊の課題である担い手不足については、全国的に社会問題化していることから、国や都道府県が、その解消に積極的に取り組むとともに、事業者や市町村等の自治体が実施する二種免許取得促進や人材確保の取組に対し補助事業の拡大を行うこと。

◆詳細説明

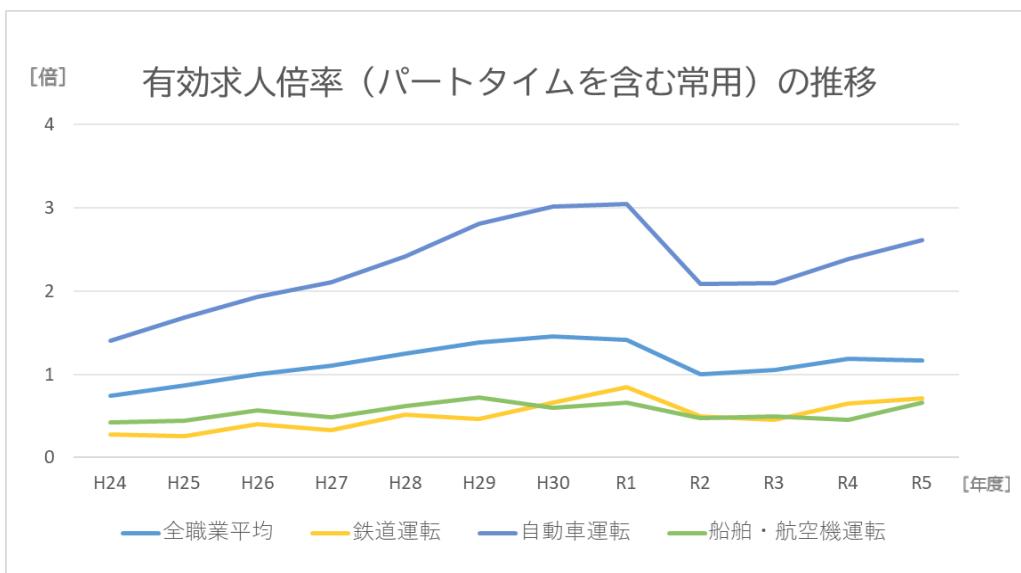
運転士不足により、全国的に減便や路線廃止が相次いで発生しており、今後も地域の移動手段確保が困難な状況が続くものと想定される。

運転士の労働環境については、令和6年4月の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の施行により、労働時間の面では負担軽減が図られる一方で、今後も運転士不足が原因による減便や路線廃止が発生し、地域の移動手段確保にも影響を及ぼすことが懸念される。運転士の確保・定着のためには、全業種平均と比べ低い水準である運転士の給与水準の向上を図ることが不可欠であり、併せて二種免許取得支援や人材確保セミナーの開催に対する国からの補助拡充も進めていくこと。

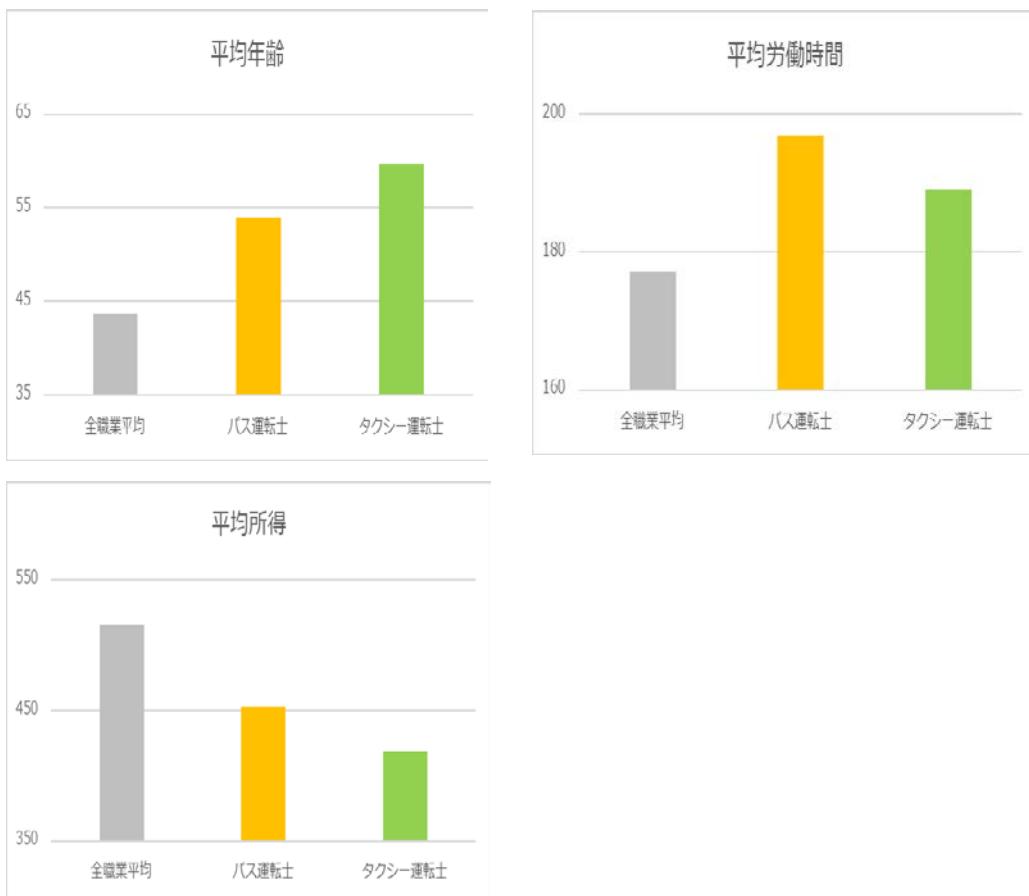


出典：警視庁「運転免許統計」

都市整備関連分野（個別行政分野提言）



出典：厚生労働省「一般職業紹介状況」



出典：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

32. 道路ストックの老朽化対策における確実な財政措置について

道路利用者の安全性・信頼性の確保に向け、既存ストックを最大限に有効活用できるよう、老朽化対策に必要な更なる財政支援を図ること。

また、老朽化した橋りょうを適確に保全し、今後も長期にわたり供用するために、耐震補強の推進について制度拡充措置を図ること。

◆詳細説明

道路ストックは、高度経済成長期までに整備されたものが多く、修繕・更新の時期を迎えており、そのような中、道路の老朽化対策については、道路法施行規則に基づく定期点検を行う施設（橋りょう・トンネル・特定の道路付属物）に対する財政措置として、令和2年度から道路メンテナンス事業補助が新たに創設された。しかしながら、市道クラスの道路舗装の修繕を始め、その他の道路施設の点検・修繕については、道路メンテナンス事業補助が適用となっていない。

個別施設計画に基づき実施される舗装や小規模構造物等の補修・更新といった長寿命化事業については、公共施設等適正管理推進事業債（公適債）による財政支援が行われているところである。

公適債は令和8年度までの時限的な事業債であり、道路施設の安全性・信頼性を確保するため、公適債の活用期限の延長及び国費の拡充など、更なる財政支援を図ること。

また、橋りょうの耐震対策については、防災・安全交付金にて災害時にも地域の輸送等を支えるもののうち、早期の効果発現が見込まれるものに限り重点支援されていた。しかし、その他の橋りょうにおける耐震対策に係る費用については、重点的な支援がないため、修繕のみを先行し、耐震補強については、先送りせざるを得ない状況になっている。

橋りょうは、災害時の避難路及び輸送路として重要な役割を担っており、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」の趣旨に則り、橋りょうにおける合理的な修繕補強を図るため、国費の拡充など所要の財政措置を講じること。

都市整備関連分野（個別行政分野提言）

①地方公共団体管理道路の舗装における修繕等措置の実施状況

<アスファルト舗装>

| 判定区分 | |
|------|----------|
| I | 健全 |
| II | 表層機能保持段階 |
| III | 修繕段階 |

<コンクリート舗装>

| 判定区分 | |
|------|------|
| I | 健全 |
| II | 補修段階 |
| III | 修繕段階 |

| 舗装種別 | 判定区分 | 修繕が必要な延長 (A) | 修繕に着手済 の延長 (B) (B/A) | 工事に着手済 の延長 (C) (C/A) | 修繕完了の 延長 (D) (D/A) |
|--------|------|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| アスファルト | III | 8,678 km | 1,352 km (16%) | 1,167 km (13%) | 1,048 km (12%) |
| コンクリート | III | 243 km | 25 km (10%) | 22 km (9%) | 22 km (9%) |
| 合計 | — | 8,921 km | 1,377 km (15%) | 1,189 km (13%) | 1,070 km (12%) |

2021.3末時点

※舗装点検要領(2016年10月 国土交通省道路局)に準じて点検及び健全性の診断を実施している地方公共団体を対象に集計。

※2017~2020年度の4年間の点検により判定区分IIIと診断された延長(延べ車線延長)。

※延べ車線延長:点検対象となる車線延長の合計。

※幅員5.5m以下の生活道路を含む。

出典:国土交通省「道路メンテナンス年報(2021年8月)」

②緊急輸送道路上の橋りょうの耐震補強進捗率

| 道路管理者 | 進捗率 |
|--------------|-----|
| 高速道路会社管理 | 79% |
| 国管理 | 88% |
| 都道府県・政令市管理 | 81% |
| 市町村(政令市除く)管理 | 72% |
| 計 | 82% |

出典:国土交通省「緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率(R6.3月末時点)」

現状

- ①修繕が必要な舗装(判定区分III)について、約7割が未着手となっている
- ②市町村管理の橋りょうにおける耐震補強の進捗率は、最も低い値となっている

- ①市町村管理の道路施設における点検・修繕に対して、事業債による継続支援や国費の拡充による整備促進が必要
 - ②市町村管理の橋梁における耐震補強に対して、重点的な支援による整備促進が必要

33. 緊急防災・減災事業債の拡充・継続について

緊急防災・減災事業債については、近年の大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策の取組が計画的に実施できるよう令和8年度を待たずに、早期に恒久化を図るとともに、対象事業を更に拡充すること。

◆ 詳細説明

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災を教訓に創設され、災害が激甚化・頻発化する中、地方が引き続き喫緊の課題である防災・減災、国土強靭化対策に取り組んでいくよう令和3年度の地方債計画において、新たに「避難所における新型コロナウイルス感染症対策」等を追加した上で、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、令和7年度まで継続したところである。

一方、東日本大震災以後も全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和5年7月梅雨前線による大雨、さらには令和6年能登半島地震など、全国各地で甚大な被害が生じている。こうした大規模自然災害により、被災市では多くの時間と人員、費用をかけた復旧・復興作業を余儀なくされており、今後の更なる防災・減災対策の推進には更に長期間を要するものと考えられる。

また、被災市以外においても地方の厳しい財政状況の中、今後想定される災害に対し、十分に機能するハード整備を計画的に推進していくためには、一定の事業期間が必要となっている。

今後も気候変動の影響等による集中豪雨の増加、さらには南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が危惧される中、地方が計画的に防災・減災対策に取り組んでいくため、緊急防災・減災事業債の期限を廃止し、令和8年度を待たずに、早期に恒久化を図ること。

併せて、近年の災害により、避難所の生活環境改善や市民への効果的な情報伝達、ブロック塀の撤去など、新たな教訓・課題も顕在化してきていることから、国の令和6年度補正予算において『新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)』が創設され、避難所の生活環境改善に関してご対応いただいたところではあるが、地域の実情に応じ、主体的に防災・減災対策を進められるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を更に拡充すること。



平成30年7月豪雨(呉市)



令和元年東日本台風(長野市)



令和5年7月梅雨前線による大雨(秋田市)

34. 頻発する大規模水害に備えた治水対策の推進と財政支援の拡充について

- ①河川堤防の点検・整備・強化、流下能力向上のための河道掘削・樹木伐採、洪水調整のための調節池整備等について、スピード感を持って集中的に実施すること。併せて、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策を推進するとともに、国土強靭化基本法の改正を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、5か年加速化対策後も切れ目なく必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的・安定的に国土強靭化を推進すること。
- ②あらゆる関係者により流域全体で水害の軽減を図る「流域治水」の推進を加速化・深化させるとともに、地方の実情に即した対策を実施するため、防災・安全交付金の対象事業の拡充や緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を延長すること。
- ③「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言を踏まえ、ハード・ソフト一体となった具体的な対策を講じることで、強力に防災・減災対策を推進すること。
- ④河川等の決壊・損壊箇所、内水浸水、土砂等の流出による被害発生箇所については、再度災害防止の観点からの抜本的な治水対策等を早急に実施するとともに、災害関連予算で実施できる改良復旧の範囲を大幅に拡大すること。

◆詳細説明

近年の気候変動の影響により自然災害が頻発化・激甚化しており、全国各地で大規模水害が発生している。こうした中、国は、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」として、令和7年度までの5年間で堤防整備等に取り組む方針を示しており、上下流の治水安全度のバランスを鑑みて、河川堤防の点検・整備・強化、流下能力向上のための河道掘削・樹木伐採、洪水調整のための調節池整備等について、緊急かつ集中的に実施し、一日でも早い効果発現に努めること。また、今後の気候変動への影響に対応していくため、治水計画の見直しを図るとともに、国土強靭化実施中期計画を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、5か年加速化対策後も必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的・安定的に国土強靭化を推進すること。

また、更なる治水対策を推進していくためには、河川管理者が行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」の推進を加速させる必要がある。一方、国が公表した「流域治水プロジェクト」では、今後更なる水害対策の検討が急務となっており、これらの検討には、河川

防災・消防関連分野（個別行政分野提言）

等の施設はもとより、避難対策を含めた地域の実情に即した総合的な調査・検討を行い、効果的な対策を実施していく必要があるが、防災・安全交付金には、ハード整備を前提とした基礎的な調査等は対象外とされている。地方が総合的な治水対策を実施していくため、基礎的な調査等についても、交付対象となるよう拡充すること。

また、地方においては、緊急浚渫推進事業債や緊急自然災害防止対策事業債等による治水対策の実施により、水害対策につながる一定の効果を上げており、両事業において対象事業の拡充がなされた。また、緊急浚渫推進事業債は令和7年度から令和11年度まで特例措置の期間が延長された。しかし、緊急自然災害防止対策事業債は令和7年度までの時限措置とされており、今後の気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化を見据えると、継続的に治水対策を実施する必要があることから、起債制度の事業期間を延長すること。

さらに、平成30年7月豪雨では、国所管の全国558ダムのうち、213ダムで洪水調節を実施し被害軽減に貢献する一方、そのうちの8ダムにおいては、異常洪水時防災操作に移行する事態となった。国は、「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」を設置し、提言をとりまとめており、本提言を踏まえたハード・ソフト一体となった具体的な対策を講じること。

また、被災地における災害復旧事業は原形復旧が基本となるが、それに加えて災害関連費用として、原形復旧費と同額程度までの改良復旧が認められている。特に直轄事業ではこの運用が比較的厳しく運用されてきているため、原形復旧費以上にかかる改良復旧費は、更に予算を確保する必要があり、これらの再度災害防止予算が事前防災予算を圧迫する状況となっている。治水対策を推進する上で必要な事前防災予算を確実に確保するため、災害関連予算で実施できる改良復旧範囲の拡大を図ること。



出典：「流域治水施策集 目的とそれぞれの役割」（国土交通省）

35. 新しい地方経済生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)の制度改正について

「避難所の生活環境改善」の中で、環境改善資機材の交付金が予算に盛り込まれたところだが、市域内の限られた空間で防災資機材をやりくりしている中では、新たな資機材を保管するスペースが不足している。当該交付金では、この資機材の備蓄に必要な倉庫の整備については、資機材を購入する場合のみ対象となっているが、資機材購入と比較し、倉庫整備には一定の期間を要し、同一年度での対応が困難である。

そのため、将来的に避難所環境改善の資機材を保管するための倉庫整備については単独での交付を可能とすること。

併せて、10万円以上の資機材が交付金の対象となっているが、長期間保管ができる備蓄食糧及び生活必需品についても対象とすること。

◆詳細説明

防災・減災施策の一環として「避難所の生活環境改善」が掲げられ、環境改善に必要な資機材についての交付金「新しい地方経済生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)」が令和6年度補正予算に盛り込まれた。

人口規模が大きい中核市においては、当然必要な資機材も多量となるが、既存の資機材ですら保管スペースが不足しており、新たな資機材を保管するスペースは無い。

この点、交付金についての説明会では、「購入資機材の備蓄に必要な倉庫の整備について、交付額の 50%を超える割合で資機材購入を行う場合、倉庫整備費用についても申請できる」とされているが、倉庫整備には一定程度の期間が必要であり、資機材購入と同一年度で行うことが困難なため、申請ができない現状となっている。

同一の状況が続く場合、保管場所の不足により、交付金の活用が滞ることが見込まれるため、将来的に避難所環境改善の資機材を保管するための倉庫整備については単独での交付を可能としていただきたく、制度の改正を要望するもの。

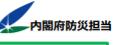
また、避難所用の備蓄品であっても、水、食糧、使い捨て携帯トイレ、毛布等の消耗品類や、一部を除く10万円以下の資機材は対象外となっている。

長期間保管ができる備蓄食糧や生活必需品については、それぞれの自治体において現物備蓄と流通備蓄で確保しているが、地震等多くの避難者が想定される場合の食糧及び生活必需品の現物備蓄については各自治体の負担が大きいものとなっている。

政府により地方自治体に対し災害備蓄状況の定期的な公表を義務付け、備蓄状況を透明化し、災害時の避難生活の環境改善を進める方針も示されたことから、備

防災・消防関連分野（個別行政分野提言）

蓄拡充のため、長期間保管ができる備蓄食糧や生活必需品などの消耗品類についても交付の対象とするよう制度の改正を要望する。

自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について（令和6年12月13日）

○「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定。

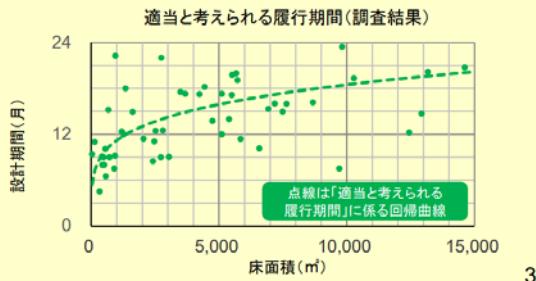
| トイレの確保・管理 | 食事の質の確保 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの備蓄 ・マンホールトイレの整備 ・トイレカー・トイレトレーラーの確保 ・仮設トイレの快適トイレ仕様での調達 ・スフィア基準「20人に1基」等 等を追記   | <ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー等の活用 ・飲食業協同組合による調理人の派遣 ・セントラルキッチン方式の活用 ・農水省・学会・大学等の推奨メニュー・スフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安 等を追記   |
| 生活空間の確保 | 生活用水の確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・パーティションや段ボールベッド・エアーベッド等簡易ベッドの備蓄 ・避難所の開設時に設置 ・事前に作成したレイアウト図に沿った避難者の誘導 ・避難所の土足厳禁 ・スフィア基準「3.5m²の居住スペース」 等を追記   | <ul style="list-style-type: none"> ・入浴機会や洗濯機会の確保 ・シャワー・や仮設風呂の設置のための資機材の備蓄 ・スフィア基準「50人に1つ」 等を追記   |

※炊き出し設備のモデルパターン、飲食業協同組合との協定のモデル例等を添付

出展：「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について」（内閣府防災担当）

【参考】標準的な設計業務履行期間の検討

- 国土交通省では、官庁営繕発注の新築設計業務（用途は主に庁舎）の受注者に対し、適当と考える履行期間（基本設計、実施設計及び積算の期間）を調査した。その結果から、適当な履行期間と床面積との関係をプロットし、回帰分析すると右図のとおりとなった。
- この調査結果は、設定した履行期間が妥当か否かを確認する上で、一つの目安となると考えられる。
- 実際は、同規模の建築物であっても、適当な履行期間は様々な要素により異なるものであるため、履行期間は、この調査結果によらず、上記の考え方に基づき適切に設定する必要がある。



3

出展：「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（国土交通省）

36. 自治体情報システムの標準化について

- ①移行後の運用経費については、「少なくとも 3 割削減を目指す」とされているが、実際は多くの自治体で費用負担が大幅に増大する見込みとなっているため、必要な財源措置等を早急に講じること。
- ②特定移行支援システムの標準化に要する一切の経費は、デジタル基盤改革支援補助金の交付要件の見直し等により、自治体に負担が生じないよう、全額国費負担による財源措置を行うこと。
- ③今後もすべての自治体が市民サービスを低下させることなく、安全・確実に標準化対応を完遂させるため、自治体の状況に応じた移行支援を行うこと。
- ④「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく文字の標準化によって、氏名等の字形が置き換わることについて、市民の不安を払拭できるよう、国が責任を持って説明・広報を行うこと。
- ⑤戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加に係る法制化について、令和8年度の住民基本台帳を含む市町村長記録による振り仮名の記載が円滑に実施できるよう、事務の詳細を早期に示すとともに関連する経費について、自治体に負担が生じないよう全額国費負担による財源措置を行うこと。

◆詳細説明

- ①多くの自治体で標準化移行後の運用経費が大幅に増大する見込みとなっている状況を踏まえ、国は経費削減への支援及び増大する運用経費についての適切な財源措置を早急に講じること。
- ②「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改訂され、特定移行支援システムとして所要の移行期限を設定し、移行支援が図られることとなった。これら移行に要する一切の経費については、デジタル基盤改革支援補助金の交付要件の見直し等により、自治体に負担が生じないよう、全額国費負担による財源措置を行うこと。また、現在内示している上限額が実際の移行経費に満たない自治体に対しては、早急な財源措置を行うこと。
- ③標準化対応では20業務の単なる標準準拠システムへの移行にとどまらず、各業務システム間及び対象業務以外のすべてのシステム連携も考慮する必要がある。連携については、「データ要件・連携要件標準仕様書」はあるものの、履歴番号の管理方法など連携の詳細な仕様は示されず、自治体がベンダ間の調整を担うこととされており、これはマルチベンダと契約する自治体にとって大きな負担となる。また、ガバメントクラウドへの移行についても、開発ベンダが対応できるCSPが限られていることから、ロックインが発生している。これらの課題に対し、すべての自治体が

安全・確実に標準化対応を完遂させるため、自治体の状況に応じた移行支援を行うこと。

- ④文字の標準化によって、氏名等の字形が置き換わることについて、市民に対し丁寧な周知が必要である。また、経過措置の採用により、自治体の中でもシステムごとに行政事務標準文字への移行時期が異なっている。それらを踏まえ、市民の不安を払拭できるよう、国は責任を持って説明・広報対応を行うこと。
- ⑤「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和7年5月に施行され、1年後の令和8年5月までに振り仮名の届出を行わなかった戸籍に対し、市区町村長が仮の振り仮名に基づき、氏名の振り仮名の記録（市町村長記録）を行うこととなった。戸籍の市町村長記録後には住民基本台帳へ記載されるため、短期間で多大な事務が発生することとなる。国は、振り仮名の記載に伴う後続の事務について、事務手順の詳細を早期に自治体へ示すとともに、当該事務に係る人件費、事務委託費等体制強化に係る必要経費の全額を国庫補助対象とすること。また、令和7年度の『氏名の振り仮名』に係る補助金では、想定していた費用に対する補助金額が少なく委託等の規模を縮小せざるをえない自治体もあったため、そのようなことがないよう財源措置を講ずること。

東日本大震災関係

1. 被災自治体に対する財政支援等について

東日本大震災に関連して必要となる事業や新たな課題に対応するため被災自治体の財政需要の変化を的確に捉え、復興に要する経費に対する財源措置の充実及び継続的な確保を図るとともに、交付金制度等の運用に当たり、被災自治体が地域の実情を勘案し、必要と考える事業を柔軟に実施できるよう、国において、次の財政支援等を講じること。

- ①「地震・津波被災地域」「原子力災害被災地域」を区分して、支援期間や対象地域を一律に設定するのではなく、地域の実情を勘案し、被災者支援総合交付金等による支援を継続すること。
- ②地方創生と連動した施策展開を図るため、被災地が必要と考える地域の実情に応じた取組を幅広に対象とするような復興・創生交付金制度の構築を図るとともに、福島再生加速化交付金については、被災地の復興に支障が生じないよう、国の責任において、必要な財源を確実に措置すること。
- ③震災復興特別交付税について、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置を講じること。
- ④岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の国保保険者に対する特別調整交付金による財政支援について、令和8年度以降も継続すること。
- ⑤企業誘致や設備投資と雇用促進により、東日本大震災からの復興の加速化を図るため、復興特別区域制度における税制優遇措置を継続すること。
- ⑥災害援護資金貸付制度について、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、被災自治体の負担軽減に向けた制度の見直しを行うこと。また、借受人に対する支払猶予について、各自治体が支払猶予を認めた場合、国・県においては各自治体に対し支払猶予とすること。

◆詳細説明

被災者支援については、被災者一人一人の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、自治体による被災者生活支援の相談窓口の設置や、被災地域のコミュニティ形成支援など、被災者ごとに必要な支援内容や対応が異なることから、一律的な支援期間の設定をせずに、現場主義を徹底しながら地域の実情を勘案し、被災者支援総合交付金等による支援を継続して実施すること。

震災発生から15年目を迎えた現在は、これまでの基盤整備だけではなく、観光振興や産業振興などの賑わいの再生・創出に係る取組や地方創生と連動した施策展開が一層重要となっていることから、移住・定住の促進や風評払拭の取組強化等、被災

地が必要と考える地域の実情に応じた取組を幅広に対象とするような復興・創生交付金制度を構築すること。

また、福島再生加速化交付金の事業期間については、現在、第2期復興・創生期間である令和7年度までとなっているが、第2期復興・創生期間後も被災地の復興に支障が生じることのないよう、必要な財源を国の責任において確実に措置すること。

震災復興特別交付税について、必要な復興事業が完了するまで、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置を講じること。

現在、厚生労働省は、東日本大震災の影響により医療費が伸びている岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の国保保険者に対し、医療費増加に伴う負担増分の8／10を特別調整交付金で財政支援することとしている。

これは、東日本大震災で体調を崩した被保険者が治療を受けるなど医療費が伸びている現状を鑑み、保険者の責めに帰すことのできない特別な事情を考慮して行われている予算措置として実施されているが、今後も財政支援を継続すること。

東日本大震災からの復興に資することから、平成24年4月20日に福島県における「ふくしま産業復興投資促進特区」が国に認定されるなど、法人税や固定資産税等の税制優遇措置が実施されているところであるが、中核市等の人口30万人以上の都市が課す事業所税については、優遇措置の対象とされておらず、企業の誘致や設備投資等において足かせとなっている。

については、地域経済の中核都市である中核市において、更なる企業誘致や設備投資と雇用促進を図るため、税制優遇措置の対象に事業所税を加えること。

災害援護資金貸付金について、未償還金が発生した場合、借受人への償還免除が認められれば、市町村から県に対する償還についても同じく免除とすることが可能となる。

しかし、東日本大震災における貸付において、償還免除が認められる理由は、「借受人が死亡したとき」「重度障害により償還することができなくなったと認められるとき」「支払期日から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合」「借受人が破産手続き開始の決定等を受けたとき」のみであり、当該事由に当てはまらない場合は、市が負担し、償還することとなる。

そのため、未償還金発生時の財政負担や回収に係る市町村の事務負担が依然として大きいことから、地方財政措置や所在不明者などの回収困難な案件への償還免除適用の緩和など、被災自治体の負担軽減に向けた制度の見直しを引き続き行うこと。

また、災害援護資金貸付金に係る償還金支払猶予者の対応について、現状、市町村が借受人に對し無資力等を理由に支払猶予を認めた場合であっても、国・県においては市町村に対して支払猶予とはせず、償還期限が到来したら全額償還となっている。

東日本大震災関係

償還免除になるには、無資力等の状態を10年間確認しなければならないことを考慮し、市町村が支払猶予をした者については、国・県においても支払猶予とすること。

(参考)

| 福島再生加速化交付金 令和7年度概算決定額 599億円【復興】 (令和6年度当初予算額601億円) | |
|---|---|
| 事業イメージ・具体例 | |
| ○ 対象区域 避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定) | |
| 交付金の対象 | 主な事業内容 |
| 帰還・移住等環境整備 | ○被災12市町村等への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備（災害公営住宅、市街地の整備等） ・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等） ・新たな住民の移住等の促進に資する施策 |
| 長期避難者生活拠点形成 | ○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等） |
| 福島定住等緊急支援 | ○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（ブレイリーダーの養成等） ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援 |
| 既存ストック活用まちづくり支援 | ○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施 |
| 浜通り地域等産業発展環境整備事業 | ○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援 |
| 水産業共同利用施設復興促進整備事業 | ○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援 |

原子力発電所事故関係

1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による長期避難者について

原子力発電所事故による長期避難者について、国は責任を持って次の事項に対応すること。

- ①避難指示区域等からの長期避難者については、住民票を「避難元自治体に置いたままで差し支えない」とされているが、避難者への適切な行政サービス提供の観点などから、避難を余儀なくされている長期避難者の心情に最大限配慮しつつ、帰還する意思のない長期避難者などについては、居住地の帰属のあり方等について、改めて方向性を示し、課題解決に努めること。
- ②総務省の全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の実態を把握し、実効性を確保すること。

◆詳細説明

原子力発電所事故による長期避難者の受入れに係る住民票の扱いについては、「避難者の現状がやむを得ず避難先で生活を送るしかない」という状況であり、かつ主觀的な居住の意思が避難元市町村にある状況であることから、避難元市町村に置いたままで差し支えない」との見解が示されている。

しかし、震災から14年が経過し、復興公営住宅の入居や避難先での住宅再建など様々な状況変化が見られる中、原発避難者特例法に基づく避難者への行政サービスの提供について支障が生じてきており、地方自治の基本となる住民票の取扱が改めて問われているとともに、受入れ市町村民の税負担の不公平感にもつながるなど、避難者と受入れ市町村民との融和にも大きな障害となっている。さらには、新たな災害発生時における情報提供や状況把握・支援等に支障を来すことから、避難者への適切な行政サービス提供などの課題解決に向けて、国等の住民意向調査の結果等を踏まえ居住地の帰属のあり方等について、改めて方向性を示し、課題解決に努めること。

東日本大震災により市外に避難している方については、総務省の全国避難者情報システムに基づく届出により避難者名簿が作成され、福島県及び避難先・避難元自治体において情報の共有を図りながら、避難先での見守り活動や避難者に対する意向調査、避難元自治体からの行政情報の提供等、様々な支援が行われている。

しかしながら、避難の終了や避難先の変更が生じているものの避難者からその旨の届出がないことで、避難元自治体が行政情報を送付した際、居住実態がなく、返戻されるケースが多発しており、復興庁と福島県が令和3年3月適切な登録を呼びかける文書を発送しているが、3割返戻があった。

このように、避難者名簿に正確性を欠き、居住実態が把握できない世帯が多い状況では、福島県及び避難先・避難元自治体が行っている避難者への支援に支障が生

原子力発電所事故関係

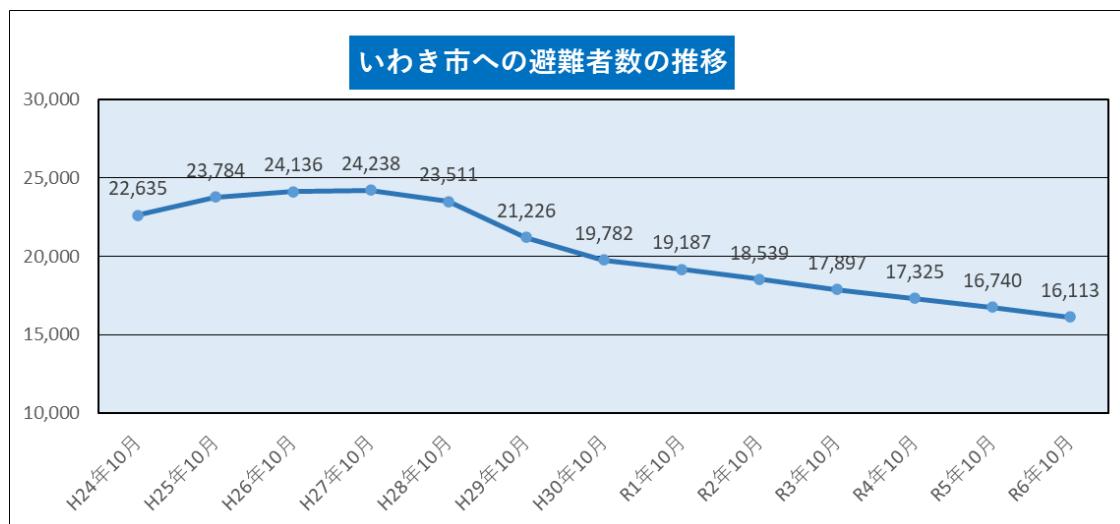
じるため、全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の実態を十分に把握できるよう、実効性を確保すること。

① 長期避難者に係る住民登録制度関係

■避難者へ提供する行政サービスの区分

| 区分 | 特定の個人を対象とした事務 | | | 域内処理の事務 (特定の個人を対象としない事務) | |
|------|---|---|----------|--|--|
| | 原発避難者特例法により提供する事務 | | 居住地主義の事務 | | |
| | 特例事務 (避難先の義務) | 任意提供事務 (避難先の努力義務) | | | |
| 主な事務 | 保育所入所、 区域外就学など、 保健・福祉、教育 分野の11の法律 268事務 | 配食サービス、 学校給食の提供 など、保健・福祉、 教育分野を中心に 50事務 | 生活保護など | ごみ処理や 上下水道の利用、 道路・公園 消防・救急の利用など | |
| 提供開始 | H24.1～ | H24.2～ | — | — | |

■(参考)いわき市への避難者数の推移



原子力発電所事故関係

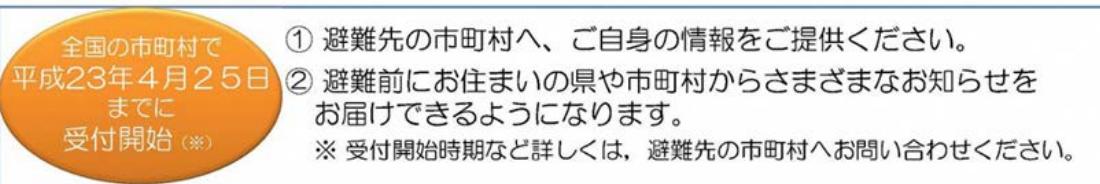
② 総務省の全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度 関係

- いわき市からの避難世帯のうち、居住実態が把握できない世帯
(令和6年12月末時点)

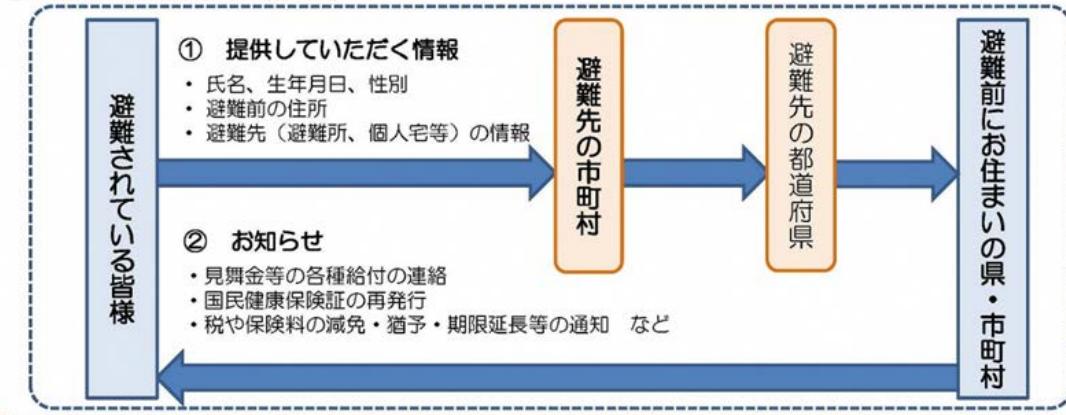
| 世帯種別 | 世帯数 (避難住民) | 割合 | 世帯数 (特定住所 移転者) | 割合 |
|-------------------------------------|---------------|------|----------------------|------|
| 居住実態が把握できない世帯(A) | 127 世帯 | 65% | 680 世帯 | 67% |
| 情報発信送付世帯数(B) ※(A)を除く ※R6.12.6発送分 | 68 世帯 | 35% | 334 世帯 | 33% |
| 避難住民世帯数((A)+(B)) ※R6.12.1 現在 | 195 世帯 | 100% | 1,014 世帯 | 100% |

■避難者情報システムに基づく避難者登録の流れ

避難されている皆様へのお願い



【全国避難者情報システム】



総務省
MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

2. 原子力発電所の確実な安全対策について

原子力発電所事故の収束及び廃炉は、国の責務であることを強く認識し、次の事項について、主体的に全力を挙げて取り組むこと。

- ①「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づく万全な体制で、着実に廃炉作業に取り組むこと。
- ②福島第一及び第二原子力発電所の安全かつ着実な廃炉について、国の責任による盤石な体制を構築するとともに東京電力ホールディングス(株)に対する監視体制を強化すること。
- ③リアルタイム線量測定システムの配置の適正化にあたっては、関係自治体や市民の意見をよく聴き、地域の実情を踏まえ丁寧に対応するとともに、配置基準や諸手続を示すこと。
- ④福島第一原子力発電所に係る汚染水対策について、再び汚染水の漏洩事故等が起こらぬよう安全管理を徹底するとともに、厳格な海洋モニタリングを行うなど万全な対応を行うこと。
- ⑤ALPS 処理水の海洋放出は日本全体の問題との認識のもと、国内外からの理解が得られるよう最大限の努力を払うこと。また、その実施に当たっては、透明性のある情報開示を行い、風評が生じないよう、国が責任をもって実効性ある対策を講じること。
- ⑥着実な廃炉作業の推進に向け、作業員の安全を確保するとともに適切な労働環境の整備を図ること。
- ⑦原子力災害広域避難計画の実効性を確保するため、同計画策定における関係省庁や都道府県との調整に国が積極的に関与すること。

◆ 詳細説明

福島第一及び第二原子力発電所の数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの周辺住民が不安を抱えた生活を強いられることから、国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において、確実な安全対策を講じること。

福島第一原子力発電所の廃炉作業は、前例のない長期に及ぶ取組であり、全ての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められることから、東京電力ホールディングス(株)に対し、福島第一原子力発電所における確実な汚染水対策や多核種除去設備等でトリチウム以外の放射性物質を浄化処理した水(ALPS処理水)の海洋放出に係る関係者の理解醸成、確実な安全対策及び現場作業員の適正な労働環境を確保すること。また、国においては、原子力政策を推進してきた責任に基づき、福島第一原子力発電所の廃炉作業に対し前面に立つ姿勢を、より明確かつ具体

的に示すこと。

令和元年5月に原子力規制委員会は、リアルタイム線量測定システムについて、「当面設置を存続させることを基本とする。なお、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、全ての除去土壤等が撤去された後、関係市町村の理解を得ながら、当該市町村において配置の適正化を図ることとする。」と決定したが、それ以降適正化の基準や諸手続について提示がないことから、地域の実情を踏まえ今後の取扱について示すこと。

令和6年4月に福島第一原子力発電所で、人為的なミスにより、処理水海洋放出の一時停止や、廃炉作業の監視などを行う免震重要棟の停電などが発生した。今後このような事故が起こらぬよう、国は作業手順や管理体制等に関する指導を厳重に行い、安全対策を徹底すること。

令和5年9月から国では「水産業を守る」政策パッケージを打ち出し、全国の水産業支援に万全を期す緊急支援事業を創設した。このような支援策が一過性のものとならないよう、また風評影響に対しては、国内外からの理解が得られるように、継続して一部の国・地域の科学的根拠に基づかない輸入規制措置の撤廃を求めていくなど、国が積極的に対策を講じること。

長期にわたる廃炉作業には、作業員の安定的な確保が重要であるが、廃炉作業の進捗が遅れれば、長期間に渡り作業員への負担が生じる。頻発する事故への安全対策、さらに救急医療設備・体制の整備・環境改善や、被ばく低減をはじめとする労働安全対策を万全に講じること。

原子力災害時の広域避難計画においては、高速道路パーキングエリアを活用したスクリーニングの実施など、都道府県や関係省庁間の調整が必要となることから、計画の実効性を確保するため、国が積極的に関与すること。

3. 除染対策について

除染を推進するため、次の事項について、国は責任をもって対応すること。

- ①搬出困難事案への対応に係る財政措置と支援及び仮置場解消後の補完等に係る財政措置を継続して行うこと。
- ②除染担当部局が廃止された後に、新たに発生した事案に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- ③個人等が自ら実施した除染に係る費用等に対する賠償について、平成24年10月1日以降も賠償の対象期間とするよう、原子力損害賠償に係る中間指針へ追補すること。
- ④「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」の周知、広報等を図り、当該制度に基づく登録をするよう充実を図ること。

◆詳細説明

個別の事情により搬出が未了となり現場保管されている除去土壌の搬出等について、財政措置を講じるとともに搬出先仮置場の確保等の支援を行うこと。仮置場等の土地返還後、農地等の機能回復が十分に図られない場合の補完費用の財政措置について柔軟に対応すること。また、従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における損失について、財政措置を講じること。

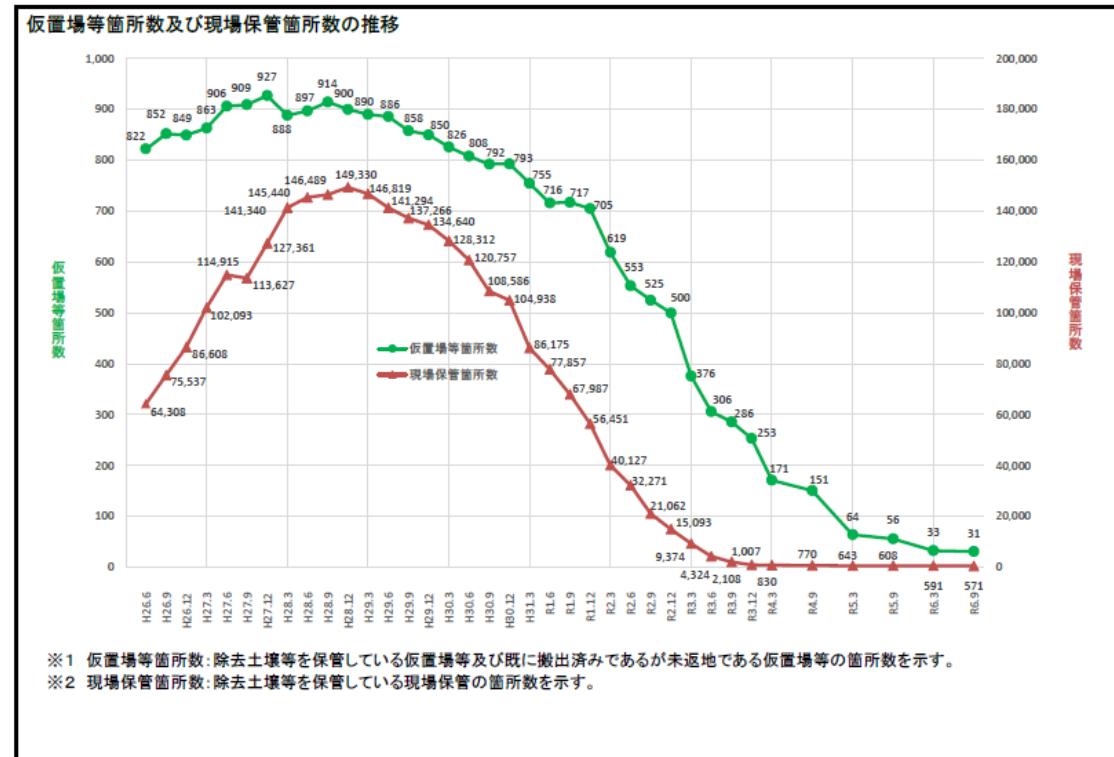
県内においては、除染事業が完了し、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除がなされ、除染担当部局が廃止を迎える市町村がこれまで以上に多くなる。しかし、当該部局が廃止後に放射性物質汚染が発見された場合や住民の放射線に対する不安に対しても、これまでと同様の線量低減作業や要望集約等が速やかに実施されるように、除染事業完了後においても国が主体となって対応する制度を構築すること。

平成26年9月18日に東京電力(株)が示した個人等が自ら実施した除染に係る費用等については、賠償の対象となる期間が平成23年3月11日から平成24年9月30日までと限定されていることから、それ以降についても賠償の対象とすること。

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に除染等事業者等が登録することにより、従事者一人ひとりの累積被ばく線量等を散逸することなく長期間保管することが可能になることから、当該制度の運用開始前後、除染特別地域内外にかかわらず、全ての除染等事業者が速やかに制度に登録するよう、国が主体となり、周知、広報等を行い、制度の充実を図ること。

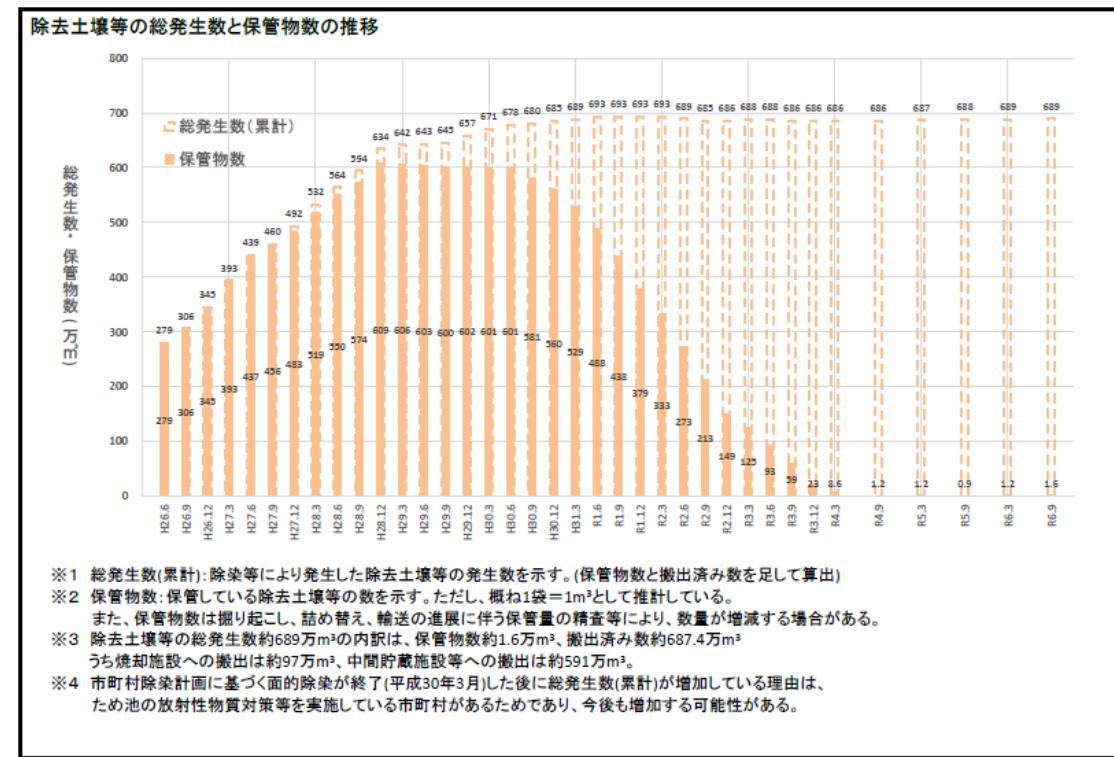
原子力発電所事故関係

■仮置場等箇所数及び現場保管箇所数の推移



出典：ふくしま復興情報ポータルサイト

■除去土壤等の総発生数と保管物数の推移



出典：ふくしま復興情報ポータルサイト

4. 原子力発電所事故に伴う風評対策について

原子力発電所事故に伴う風評が、農林水産物の販売や観光誘客等に大きな影響を及ぼしているが、令和5年8月24日からALPS処理水の海洋放出が開始されたことにより、一部の国・地域の科学的根拠に基づかない輸入規制措置など風評の実害が生じている。

こうした経緯を鑑み、国は、責任を持ち、かつ前面に立って、実効ある風評対策を実施するとともに、風評を克服するため主体的に取り組む市や関係業界等に対し、最大限の支援を行うこと。

◆詳細説明

原子力発電所事故に伴う放射性物質飛散により、原発事故被災地においては、農地除染や放射性物質の吸収抑制対策の実施、出荷前の放射性物質検査の実施により、放射性セシウムの基準値を超えた農産物が出荷されないよう対策をとっているところである。

また、沿岸漁業において漁獲された魚は、漁協による自主検査後出荷されている。

しかしながら、農林水産物の販売額及び販路は未だ原発事故前の水準までに回復していないのみならず、放射性物質検査に係る費用や検査所までの持込み費用などについて、生産者が多大な負担を強いられており、また、水産物の自主検査は操業の拡大に伴い、更なる検査体制の充実が必要となるなど、課題が多様化しているところである。

また、観光産業、特に宿泊業においては、入込客数が事故前の水準まで回復せず、深刻な損害を受けている状況にある。

令和3年度に創設された福島県内の市町村等の創意工夫による「風評払拭」に向けた取組を支援する福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援))について、令和5年8月の処理水海洋放出後の風評被害の状況を踏まえ、今後も財政支援を継続すること。

加えて、放射線に関する正しい知識や食品中の放射性物質に関する検査結果等が必ずしも国民一般に対して十分に周知されていなかったとの反省に立ち、平成29年12月12日に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、政府全体の戦略の下に各府省庁が、連携して取組を実施しているところであるが、引き続き、早期に国内外における風評が払拭されるよう、強化戦略を踏まえ、より効果的な取組を進めること。

令和3年4月13日に、国は多核種除去設備等処理水の海洋放出方針を決定したが、国内外に安全性が正しく理解されなければ市民が風評被害を被ることは避けられない。令和5年8月の処理水海洋放出後にあたる、令和5年9月に発表した福島県

原子力発電所事故関係

内の報道機関が実施した県民世論調査においては、県産水産物への関心が高まっているかを尋ねたところ、「高まっている」が66.0%となり、県産水産物の消費拡大への機運の高まりがうかがわれた。その一方で、海洋放出を巡る政府対応を「評価する」は42.0%、「評価しない」は37.2%と意見が分かれた。さらに、処理水に関する政府や東電の説明が「十分ではないと思う」は61.0%となっており、海洋放出前の調査と同水準となり、依然として国内外の理解が浸透していない実態が浮き彫りとなっていることを踏まえ、方針を決定した国が、責任をもって、自らが前面に立って風評対策を実施するとともに、風評を克服するため主体的に取り組む市や関係業界等に対し、最大限の支援を継続して行うこと。一部の国・地域の科学的根拠に基づかない輸入規制措置に対し早期の撤廃を求めるなど、国が積極的に対策を講じること。

風評等により経済的被害が生じた場合は、国は十分に補償等の対策を講じること。加えて、新たな風評を生まないよう、あらゆる施策を講じることはもちろん、万が一新たな被害が発生した場合は、被害者負担を軽減し、確実かつ迅速な賠償が実施されるよう対策を講じること。

